

CHIBA TATSUYA 埼玉県議会議員 **絆・挑・戦** 令和3年(2021年)夏号

千葉たつや

県政報告

発行:埼玉県議会 自由民主党議員団
埼玉県議会議員
千葉達也県政調査事務所
加須市中央1-15-7

県議会6月定例会報告 **補正予算【第6号・第7号】**

約609億8,611万円

影響を受けた事業者支援を拡充

県議会6月定例会は6月14日から7月2日まで開催され、一般会計補正予算【第6号】121億498万6千円及び補正予算【第7号】488億8,112万1千円などを議決しました。

補正予算【第6号】の主な内容は、新型コロナまん延防止等重点措置などの影響を受けている事業者支援として、外出自粛等の影響を受けている事業者(表1)、酒類の提供自粛等の影響を受けている酒類販売事業者(表2)、宿泊事業者(表3)、地域公共交通事業者(表4)等への支援についての予算が計上されています。

補正予算【第7号】では、まん延防止等重点措置の6月21日から7月11日までの21日間の延長を受け、感染防止対策協力金の支給期間延長をはじめ、生活困窮者への支援についての予算等が盛り込まれています。



企画財政副委員長として5月31日に開催された臨時議会本会議において「委員長報告」に登場。企画財政委員会における審査経過の概要について報告をしました。

所属委員会
企画財政委員会(副委員長)
危機管理・大規模災害対策特別委員会
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

今年度6回目の臨時議会を開催

補正予算【第8号】683億6,781万5千円

一般会計補正後累計額:
2兆3,878億7,062万2千円

県議会は7月9日、まん延防止等重点措置の8月22日までの期間延長を受け臨時議会を開催し、補正予算【第8号】を議決しました。

その内訳は、感染防止対策協力金に558億1,497万7千円、酒類販売事業者等協力金の第2期分と月間売上げが70%以上減少している事業者に対する特別枠を設けるための予算(2億9,109万9千円/表2)、個別接種を行う医療機関への財政支援予算(120億797万3千円)等が計上されました。

表1 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事業 52億2,717万6千円

令和3年4~6月に実施されたまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の影響を受けた事業者に対して協力支援金を給付する。

【対象事業者】

- 月間売上が前年又は前々年同期比で**50%以上減少**しており、国の月次支援金を受けている県内事業者

【給付金額】

- 令和3年4月・5月・6月の売上減少額(上限額は右図のとおり、算定は単月ごと)

【給付回数】

- 協力支援金として**1事業者につき1回限り**(3か月分をまとめて給付)

中小法人等の1か月当たりの上限額(個人事業者はこの半分)

国・県支援計 25万円/月
県協力支援金 5万円
国月次支援金 20万円

支援金額

売上減少率 50%

表3 宿泊事業者への支援 9億997万円

概要
外出自粛の影響を受ける宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等に取り組む際の費用の一部について支援する。

対象者
宿泊事業者

補助対象
感染症対策に資する物品の購入経費等
・サーモグラフィやアクリル板等の導入費用
・非接触チェックインシステムの導入やWi-Fi環境の増強 等

補助率・補助上限額
補助率:各施設における事業費の2分の1

総客室数	50室以上	30~49室	10~29室	9室以下
上限額(千円)	5,000	3,000	1,000	500

表2 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事業

【第1期】 6億6,459万8千円 【第2期】 2億9,109万9千円

令和3年4~7月に実施されたまん延防止等重点措置等に伴う、酒類提供自粛要請の影響を大きく受けた酒類販売事業者等に対して協力支援金を給付する。また、特に甚大な影響を受けた事業者に対して**特別枠**を設け協力支援金を増額支給する。

【対象事業者】月間売上が前年又は前々年同期比で30%以上減少している県内の酒類販売事業者等

【特別枠】対象月の月間売上が前年又は前々年同期比で70%以上減少している事業者への協力支援金を増額

【4・5・6月】
特別枠 30万円/月
国・県支援計 30万円/月
県既決分 10万円/月
国月次支援金 20万円/月

【7月】
特別枠 30万円
国・県支援計 20万円
国月次支援金 20万円
第2期 20万円

支援金額

売上減少率 70% 50% 30%

中小法人等の上限額(個人事業者は半額)

表4 地域公共交通事業者への支援 1億2,310万円

概要
業種別ガイドラインに準じた感染防止対策などを実施し利用者等に周知する地域公共交通事業者に支援金を給付する。

対象者
地域鉄道事業者、路線バス事業者、法人タクシー事業者、個人タクシー事業者

対象となる取組

- (1) 感染症対策に資する取組
光触媒の噴霧や飛散防止シートの設置 等
- (2) 利用者等への周知に係る取組
ポスター掲示(車内、駅、事業所等)、車内での放送 等

支援額

地域鉄道事業者	1法人ごと 500千円+35千円×車両数
路線バス事業者	1法人ごと 500千円+15千円×台数
法人タクシー事業者	1法人ごと 100千円+10千円×台数
個人タクシー事業者	1者ごと 20千円

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会(6月29日)では「新規陽性者数等の推移」「新たな医療提供体制等の整備」などの県の報告に対して、私は以下の3項目(①ホテル療養について、②オリンピック・パラリンピックに関して、③まん延防止等重点措置の解除要請の目安について)質問・提言を行いました。

また、他の委員からは「まん延防止等重点措置区域について、基準を示すことはできないのか」「県のワクチン集団接種会場を4か所に拡大する今後の課題について」などの質問があり、活発な議論が交わされました。

①ホテル療養について

■活用部屋数の改善について

Q ホテル療養の最大数は4月22日の382人、その時点での確保部屋数は1,056部屋で全体の36.17%しか稼働できていません。以前の委員会においても指摘させていただきましたが改善されたのか、また、現在は確保部屋数の何%を活用できるようになったのかお伺いいたします。

A 新規陽性者数が減少に転ずる前の5月上旬の平均稼働率は34%で、4月の最大の36%と概ね同様に推移していました。その後は感染動向に落ち着きが見られ、6月の稼働率は概ね24%になっています。新規開設をしたホテルに包括委託を導入するなど、稼働率向上の対策を講じていますが、現状では稼働率の改善の有無についての判断は困難です。一方で稼働率の向上だけではなく、全体の室数の増加も必要だと思っています。6月には3施設460室増設しております。仮に稼働率30%として、約140人の療養者の受入増体制が整っております。

■埼玉県の自宅療養の考え方と妥当部屋数について

Q 医療提供体制の具体的な検討の中で、宿泊療養2,523室確保とありますが、ホテル療養中心へと考え方を再度変更するのか、また、自宅療養4,625人とありますが、ホテル療養と自宅療養を同時に行うのであれば、自宅療養者数が非常に大きくなった場合の対応について十分に検討し、シミュレーションしておく必要があると考えますが、現時点の対策についてお伺いいたします。

A 引き続き原則として入院または宿泊療養を優先して調整を行うことに変更はありません。軽症者・無症状者については、引き続きホテル療養を原則としつつ、家庭内で感染防止ができることを前提に、自宅療養を認めることにし、令和2年12月23日に自宅療養基準を定めました。この基準は厚労省が示した基準に加えて、県独自に本人の状況に関する安全基準を満たしていることが条件になっています。ホテルの不足から自宅療養者が増加することがないように、宿泊療養先を確保する一方で、自宅療養せざるを得ない陽性者の方が一定数、発生する実態もあり、サポート体制として24時間365日体制で見守りができる仕組みや、オンライン受診等ができる体制を整備しているところです。

■目標部屋数の設定と有効性について

Q 感染者急増時の目標部屋数を2,523室に決定した根拠と、この部屋数確保の為にどのような対策を計画しているのかお伺いいたします。

A 今年1月16日に記録した最大の新規陽性者数582人、この2倍にあたる1,164人の新規感染者が発生したと想定し、必要な入院病床数、宿泊療養室数、自宅療養者数を推計しました。まず新規陽性者のうち入院する割合を14%と仮定をしますと164人が入院、1,000人がホテルまたは自宅ということになります。ホテルまたは自宅で療養する日数を実績から7日と設定し、療養日数により推計すると最大の療養者は5,886人となります。それをホテルと自宅の割合を15対55と仮定をしますと、ホテル療養者が1,261人、自宅療養者が4,625人となります。ホテルの稼働率を50%と設定をすると1,261人に対して必要な部屋数は2,523室になります。

部屋数確保については6月に3施設を開設し、さらに1施設開設予定で準備を進めています。また、今休止しているホテルの再稼働の予定もあります。8月には1,800室の確保が可能となる見込みです。さらに協力の意向調査を5月にしており、協力の意向をいただいているホテルチェーンをお願いをして、2,523室の確保を目指したいと考えています。

Q ホテルの稼働率を50%に設定という説明がありましたが、未だかつて50%という稼働率は経験したことがないと思います。その根拠について質問させていただきます。

A 例えばホテル単体では40%や、50%を超える日もありました。最大の緊急時の計画として、単純な道のりではないと思いますが包括委託を導入し、またインセンティブという形も考えており、そういった方法でなんとか、最大の陽性者が出たときの対応をしていきたいと考えています。

②オリンピック・パラリンピックに関して

■埼玉会場の安全性確保について

Q 大野知事は、「新型コロナウイルスの感染が拡大している場合には、県内競技を無観客で実施する可能性があるとの認識を示した」と記者団の取材に答えています。また先日の5者協議で、政府の大規模イベント制限に準じて、観客数の上限を定員の50%以内、最大1万人とする事が発表されましたが、大野知事は改めて「午後9時以降につい

ては無観客が我々のスタンス」と述べています。観客の有無や最大観客数、さらには観客動員時間制限等を埼玉県独自の判断で決定できるのかお伺いします。また、聖火リレーを実施するにあたり、ボランティアを含めた関係者の安心・安全の確保についてお伺いいたします。

A 現在、イベントについては21時までとする自粛の要請を行っており、夜間観戦を認めることは全体の整合性に照らし合わせて難しいと考えています。競技場外での飲食も含めた対応をどう徹底していくのかについて、知事から橋本会長、丸川大臣にお願いしているところです。現在、国、組織委員会、開催自治体からなる関係自治体連絡協議会の場で、国内で不一致とならないよう協議を重ねているところです。

聖火リレーの関係者については3密の回避、開催の2週間前までの期間、携わる方に健康管理シートでチェックをとるといった対応を行っているところです。

Q 大野知事が「観客については7月11日以降に発表される」と述べております。これは5者協議で決められることだと思うのですが、確認させていただきます。

A 議員お話のとおり、7月11日以降に5者による協議を経て、それらの対応について発表されるものと認識しております。(新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が開催されました6月29日時点での情報によります)

■オリンピック・パラリンピックによる影響について

Q 埼玉県においての競技が始まった状況で感染者が出た場合の搬送先等について検討されているのか、また、コロナ対策対応にどのような影響を及ぼすことが想定されているのかお伺いいたします。

A 本県での競技開催期間中は、大会関係者等は事前に組織委員会が選定した県内の医療機関において対応していただくことで調整しています。競技場からの搬送も組織委員会が手配することになっています。

観客については会場内の医務室で対応しますが、新型コロナの感染が判明している患者の移送については、会場や宿泊先等を管轄する保健所が担当することになっています。感染者の搬送先は、軽症・無症状の方は宿泊療養先、中等症以上の方は医療機関に調整することになっています。医療機関の選定は一般県民同様に病状を踏まえ、入院協力医療機関への調整を行うことになっています。県内で調整が難しい事態が生じた場合には、大会組織委員会と協議しながら対応する予定となっています。

Q 保健所が県民への対応でいっぱいになってしまった場合に、オリンピック・パラリンピックによる搬送先の検討など、どのようなシミュレーションをされているのかお伺いします。

A 大会関係者、観客はPCR検査等をして入場されているため、療養先は宿泊療養先となる可能性が高いと想定しています。宿泊療養先が県内で調整が難しい場合は、大会組織委員会と協議をしながら対応を考えていきたいと思っております。

Q 県民や大会関係者の安心安全確保のために、最悪の事態をケーススタディしなければならぬと思いますが、今はまだ5者協議や大会組織委員会と、その辺の協議はされていないということでしょうかお伺いします。

A 関係自治体連絡協議会、これの事務レベルによる幹事会を開き、その中でいろんな場合を想定した考えを今整理しているところです。

③まん延防止等重点措置の解除要請の目安について

Q 前回の緊急事態宣言の解除時に、大野知事は国に解除を要請する目安として「10万人あたりの1週間の新規感染者数が7人以下、1週間平均入院患者数が500人以下」を設定いたしました。多くの県民が今、どのようになったら「まん延防止等重点措置」が終わるのか、早く終わって欲しいと思っています。県民の皆様目標を示す責任があると考えますが、今後国への解除要請についての目安を設定するのか、また設定するのであれば設定数値をお伺いいたします。

A 現在、特に目安等は設けておりません。一つは国が示す指標であるステージIIが、まん延防止等重点措置解除の目安です。国の指標を参考に新型コロナウイルス感染症専門家会議に諮って、ご意見を伺い、最終的には総合的に判断をするという形です。

Q 判断はなかなか難しいとは思いますが、まん延防止等重点措置を解除した後も、飲食店等の時短営業等の対策は、段階的に継続する予定なのかお伺いいたします。

A 現時点では答えにくい状況ではありますが、国が今後示す基本的対処方針、それから感染状況を踏まえて判断することになろうかと思っております。



埼玉県議会議員

絆・挑・戦

令和4年(2022年)新春号

県政報告

発行:埼玉県議会 自由民主党議員団
埼玉県議会議員
千葉達也県政調査事務所
加須市中央1-15-7

千葉たつや

県議会12月定例会報告

補正予算【第12号】

36億1,663万円

ポストコロナ見据えた経済対策重視

県議会12月定例会は12月2日に開会し、補正予算【第12号】一般会計36億1,663万円及び補正予算【第13号】一般会計383億1,641万8千円等を議決し12月22日に閉会しました。(補正後累計:2兆6,375億5,877万6千円)

補正予算【第12号】の主な内容はポストコロナ・ウィズコロナを見据え、経営環境の変化に対応した事業の再構築に取り組む中小企業等への支援として1億2,814万1千円、キャッシュレス決済の導入に取り組む商店街への支援として4,653万6千円、県産農産物販売促進キャンペーンによる農業生産者への支援として1億6,216万6千円など、経済活性化を重視した予算編成となっています。

補正予算【第13号】は、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない無症状の方に加え、感染拡大傾向が見られる場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき知事が受検要請を行い、これに応じた感染に不安を感じる無症状の方などの検査を無料化するための予算などが盛り込まれています。

補正予算【第13号】

383億1,641万8千円

無料PCR・抗原検査を実施へ

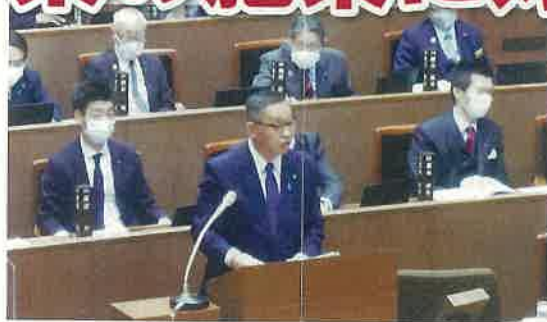


今年度の
所属委員会

企画財政委員会(副委員長)
危機管理・大規模災害対策特別委員会
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

県議会一般質問報告

県の施策に対して質問・提言を行いました



県議会12月定例会では、3回目の一般質問に登壇させていただき、県の施策に対して8項目15件について質問・提言を行いました。今号では、その主な内容(概要)を掲載します。ご一読いただき県政に対する皆様のご意見やご感想などをお寄せください。

これからも、初心を忘れる事なく、皆様と一緒に「地域や経済の発展・生活(暮らし)を守る」ため、国・県・市の絆を大切に、様々な事に挑戦して活動して参ります。変わらぬご指導のほど、宜しくお願いいたします。

「とねっと」(埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム)について

■「とねっと」に対する県の認識について

Q 「とねっと」は、利根保健医療圏(行田市・加須市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町の7市2町)内の地域の病院、診療所、画像診断施設、臨床検査施設、歯科医療機関及び調剤薬局をネットワークで結び、患者情報を共有するシステムです。医療機関が診断情報を共有することで、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら連携を図り、利根地域全体で医療を完結することができます。平成21年度に埼玉県が国に「埼玉県利根保健医療圏における地域医療再生計画」を提出し採用されたことで事業としてスタートし、平成24年7月からシステムが本格稼働しています。また、平成29年度にシステムの更新を行い、新たに歯科医療機関、調剤



薬局が参加可能となり、より幅広い医療連携ができるようになりました。超高齢社会の今、住民の安心・安全な暮らしを守るためには、住民・地域の支え合いと、医療と介護の連携による支援が必要であり、「とねっと」は、患者支援に関わる多くの関係機関のスムーズな連携をサポートしています。

地域医療全体を支える「とねっと」の取り組みや役割について、県はどのように認識しているのか伺います。

A 知事 「とねっと」は県の中でも医療資源が不足している利根保健医療圏において、地域の病院、診療所、臨床検査施設等をネットワークで結び、患者情報を共有する、議員ご指摘のとおり地域医療連携システムです。中核病院の電子カルテの情報や臨床検査施設の検査データなどについて、他の中核病院の専門医や診療所のかかりつけ医がいつでも閲覧でき、診療の効率化と質の向上に役立っています。また、救急搬送においても、救急隊がかかりつけ医や病歴などの患者情報を「とねっと」で閲覧することにより、迅速かつ的確な救急搬送に役立っており、事業開始から本年10月末までに累計で3,419人

の搬送に活用されました。さらに、患者自身が日々の血圧や体重、血糖値などを「とねっと」に登録し、自らの健康づくりに役立てるとともに、医療機関を受診した際に、医師にその記録を見てもらい、アドバイスをいただくことができます。こうした取り組みが評価され、全国から視察や取材があり、国からも地域医療の先進事例として紹介をされています。

一方、利用登録者が約3万5,000人と、地域人口全体の約5.5%にとどまっていることや、参加している病院が地域全体の約6割、診療所は約2割という現状であります。「とねっと」は、参加者の広がりには課題があるものの、限られた医療資源の中で、病院や診療所等が患者情報を共有し、診療の質と医療サービスの向上を図り、地域医療全体を支えるツールとして重要な役割を担っているものと認識しています。

■「とねっと」システムの更新について

Q 「とねっと」は、システムの更新と国のシステムとの関連という課題に直面しています。

現在、「とねっと」システムの契約期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間です。これから、令和5年度以降の更新準備に取り掛かるところです。一方、国ではデータヘルス改革として、関係する様々なシステム整備を進めていますが、「とねっと」と機能が重複する可能性のある国のシステムについては、整備が大幅に遅れています。「とねっと」の更新にあたっては、国のシステムの運用面での機能を見極めた上での更新が必要になるため、「埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会」では、現行システムを1年延長すると聞いています。

そこで国に対する協議を含め「とねっと」システムの更新について、県としての考え方を伺います。

A 保健医療部長 「とねっと」の更新にあたっては、「とねっと」のシステムと類似している国のシステムの内容や動向を踏まえ対応していく必要があると考えております。

国ではデータヘルス改革として、マイナポータルを通じて自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、医療機関等が患者情報を共有できるシステムの整備を進めています。本年10月からは、本人や医療機関等が特定検診や薬剤情報を閲覧できるようになりました。令和4年度中には、患者が受診している医療機関名のほか、手術や透析の情報について医療機関の間で共有するほか、電子処方箋の運用を開始する予定となっています。

一方、「とねっと」システムの核心でもある電子カルテ情報の共有については、国のシステムは詳細が明らかになっていません。国から適宜情報を収集し、必要に応じてシステムの改善を要望するなど、国に働きかけを行うとともに、「とねっと」の7市2町などと協議を進め支援をしております。

■Wi-Fiの県立施設に対する導入状況について

■県立4病院のWi-Fi導入状況について

Q 入院患者さんにとって、病院のネット環境の整備は全国的に熱望されているところですが、「医療機器に影響を与える」「セキュリティが不安」など、様々な誤った認識に影響されて、病室へのWi-Fi整備は、なかなか進んでいません。まずは県立4病院のWi-Fi導入状況について伺います。

A 保健医療部長 令和3年度に全ての県立病院においてWi-Fiの設置工事を実施しました。その結果、循環器・呼吸器病センター及び小児医療センターの全ての病室のWi-Fi整備は完了しています。精神医療センターについては、通信機器の持ち込みを制限している病棟を除いて、整備は完了しています。がんセンターについては、令和3年度は無菌病棟や緩和ケア病棟などに整備をしました。

病院内の患者向けのWi-Fi整備は、入院患者のサービス向上に資するものと考えて、県としても引き続き働きかけていきます。

Q 一部未整備となっているがんセンターの今後の整備予定について伺います。

A 保健医療部長 がんセンターの残りの病室については、令和4年度及び令和5年度に整備を行う計画と伺っています。早期に整備が完了するよう、県としても働きかけてまいります。

■総合リハビリテーションセンターのWi-Fi導入状況について

Q 総合リハビリテーションセンターのWi-Fiの導入状況について伺います。

A 福祉部長 総合リハビリテーションセンターは、主に身体機能の回復に向けたリハビリテーションを行う病院であることから、院内の移動が可能な方が多く、また入院期間が比較的長期にわたるといった特性があります。こうしたことから、センターでは国の新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金を活用して、令和3年9月に全ての病棟の談話スペースにWi-Fiを整備しました。入院患者からは、「便利になって良かった」と好評をいただいているところです。

Q 病室へのWi-Fi導入について、県はどのように考えているのか伺います。

A 福祉部長 同センターは現在3つある病棟の1つを新型コロナ患者専用病棟として運営しています。病室へのWi-Fiについては、全ての病棟で一体的に整備することが効率的で初期費用の面で有利であるため、現在、一括導入の方向で考えています。

また、導入には病院が直接整備する方法と、民間サービスを活用する方法があります。病室のテレビや冷蔵庫などのアメニティについては、民間サービスを活用していますが、この方法は初期費用や維持管理費用の面でメリットがあります。そのため、病室へのWi-Fi導入も民間サービスを活用できないか、検討していきます。導入時期については、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、なるべく早期に検討してまいります。

■中川改修と国営かんがい排水事業との連携と課題について

■中川改修整備の考え方について

Q 地域の財産と言える農業、農村を次の世代へ受け継ぐために、中川上流地区の国営かんがい排水事業は成し遂げなくてはならない事業と考えます。昨今の集中豪雨において、1級河川中川周辺の農地は慢性的に冠水し、沢山の農作物に被害をもたらしています。現在の自然排水から、機械排水と自然排水を組み合わせる排水調整を行う事によって、地区全体の排水機能の向上を図るとともに、水稲中心から高収益作物を組み合わせた営農へと発展させていく事が重要だと考えます。



河川改修整備が進められている大利根地域の古門樋橋

また、併せて国営かんがい排水事業遂行のためには、排水先となる1級河川中川の改修工事の完成が不可欠です。現在、事業計画策定のための基礎調査のまとめの段階に入っています。県としては、県土整備部が担う1級河川中川の改修工事と、農林部が担う水稲と高収益作物を組み合わせた営農への発展に向け、県土整備部と農林部がしっかりと連携して進めていく必要があります。この点について、それぞれ質問します。

はじめに、1級河川中川改修整備について、前回の一般質問では上流部にあたる、大利根地域の古門樋橋から未整備区間の約9.5kmの進捗状況について質問したところ、樋遣川地区の新槐堀川分岐点までの約3.7km区間についての回答がありました。今回は、さらにその上流の未着手区間の整備について伺います。

A 県土整備部長 古門樋橋から上流約9.5km区間については、現在、新槐堀川合流地点までの約3.7kmを重点的に進めており、今年度は用地買収や排水樋管の設計を実施しています。現在の用地買収率は約47%となり、引き続き、用地買収を進めるとともに、河川改修のネックとなっている橋りょうの架け換えについて、関係機関との調整を進め、早期着工を目指します。ご質問の新槐堀川合流地点から上流の未改修区間の事業着手時期については、下流側の整備完了時期を勘案しながら、検討してまいります。今後とも、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、中川上流域の早期の安心安全の確保に向け、整備を加速化してまいります。

■国営かんがい排水事業との連携について

Q 県土整備部と国営かんがい排水事業との連携について質問します。国営かんがい排水事業が計画通り進められるためには、排水先となる1級河川中川の改修工事を所管する県土整備部と農林部との調整がしっかりと図られ、連携して事業を進めていくことが重要だと考えます。そこで、農林部との調整・連携について伺います。



中川上流の未着手区間

A 県土整備部長 河川改修の実施に当たり、流域内の他の事業との連携による相乗効果を期待できる場合は、密に調整することが重要と認識しています。現在、中川上流域においては、流域の浸水被害軽減を目指し河川改修を進めており、また、国営かんがい排水事業の地区調査が実施されていると承知しています。このため、それぞれの事業進捗について農林部と情報共有した上で、まずは、新槐堀川合流地点までを優先的に改修するという調整により、農業排水の受入先となる中川改修に努めているところです。今後とも国営かんがい排水事業との相乗効果が発揮できるよう、農林部と緊密に連携を図ってまいります。

■高収益作物の導入計画について

Q 水稲と高収益作物を組み合わせた営農への発展に向けて、高収益作物の導入計画では、作付面積の5%ポイント以上又は、100ha以上の部分で高収益作物が増加しなくてはならないとありました。前回の質問で農林部長からは、「実際に事業を推進してみたい課題については、水田地域において野菜などの高収益作物の作付けを行う担い手を確保する事であると、改めて認識している」との答弁がございましたが、本計画での条件を踏まえた上で、高収益作物の導入に向けた進捗状況について伺います。

A 農林部長 中川上流地区の国営かんがい排水事業では、高収益作物を現在の17haから273haまで増加させる計画としており、この地域では実績の少ない野菜などに取り組む担い手の確保が重要な課題となります。そこで、県では水田地域の高収益作物導入の可能性や効果を検証するため、地域の担い手の協力を得て実証事業を進めています。今年度は3haの水田に暗渠排水などの整備を行い、来年度からは玉ねぎやブロッコリーを作付けし効果の検証を行う予定です。

また、関係市や土地改良区、JAなどで構成する推進協議会の営農部会において、県も参画し、事業の完了後に高収益作物の作付けを行う担い手候補者の選定に向けた検討も進めています。県としては、早期の国営事業の着手を目指し、高収益作物の導入に向けて、引き続き、関係市や関係団体などと連携を図り、担い手の確保に取り組んでまいります。

米価の安定と米価下落に伴う支援策について

Q 令和2年度の一般質問で、埼玉県の水田フル活用ビジョンに基づく政策について、生産者の生活を守るためには明確な誘導策が必要であるとの考えから、「水田フル活用ビジョンとは、概ね3年から5年間の水田活用の取り組みについて、非主食用米の作付面積の目標や生産拡大に向けて導入する技術などを示したものであり、埼玉県として、需要に応じた生産を進めるために、主食用米と飼料用米の生産量や価格をバランスよく取り組むことが重要である。主食用米の民間在庫が積み上がっている現在、主食用米より飼料用米作りに取り組むことの魅力を向上させることの必要性」更には「産地交付金の積み増しや、セーフティーネットを活用することの必要性」について質問しました。また、昨年の予算特別委員会では、埼玉県産米のPRやブランド化の必要性について質問し、販売促進や需要を高めるための政策を推進する取り組みについての答弁がありました。

そのような政策展開に関わらず、米の消費量は年々減少傾向が続き、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、米の民間在庫が例年以上に積み上がっている影響で、本年の米価は、JAの概算金では令和2年度と比較して30%以上の大幅な下落となっています。緊急の対策が必要です。

国は、売り急ぐことなく長期計画的な販売に取り組んでいけるように、保管料等を支援する「米穀周年供給・需要拡大支援事業」や水田活用の直接支払交付金、ナラシ・収入保険の支払いまでの未収益期間を短くするために、日本政策金融公庫のセーフティーネット資金などの無利子融資で対応する融資拡充対策を実施しています。また、各市町村も、様々な支援策を講じており、加須市では、市内農家で耕地面積30a以上の農家に対して、次期の水稲作付けに向けた種苗費相当額として、対象面積10aあたり3,500円(上限額100万円)の交付を行っています。埼玉県として、早急に検討する必要があると考えます。県の考え方を伺います。

A 農林部長 議員お話しのとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により米価が下落しています。本年産の下落に備え、国の交付金により一定の所得が得られる飼料用米への作付転換や、収入保険などセーフティーネットへの加入を積極的に推進してきました。また、収入が減少した生産者については、当面の資金繰り対策として、日本政策金融公庫の特例的な実質無利子融資の活用を推進しています。

また、本県では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、お茶や花など様々な農産物で収入減少が生じましたが、独自対策としては、消費者との結びつきの強化につながる販売促進を行ってきました。今回の米価下落への対応としても、米価下落の要因である米の在庫の削減や、今後の販路確保につながる販売促進に取り組むたいと考えています。

具体的な販売対策としては、農業者団体と連携し、11月から県産米の消費拡大を図る県産米緊急応援キャンペーンを行っています。また、農産物直売所での県産米の増量などを行う県産農産物の販売促進キャンペーンについて、今議会に補正予算案を提案しています。こうした施策を通じて、県産米の消費の回復を図り、米価の安定につなげてまいります。

Q 消費拡大のため様々な事業を通して生産者支援を計画することは承知しましたが、それらの事業がコロナ禍という状況下で、本当の意味での生産者支援となっていると考えているのか伺います。

A 農林部長 今回の米価下落は、民間在庫の増加によるものですから、米価の回復に向けて、重点的な販売対策により県産米の消費を増やし、市場への供給を促すことで、少しでも在庫の減少を図りたいと考えています。さらに、今回の販売対策の実施により、県産米の認知度を一層高め、売価の高い家庭用米を取り扱う店舗が増えることなどで、キャンペーン終了後の継続的な需要を生み出し、県産米の有利販売と更なる在庫の削減につなげたいと考えます。

県産米の販売環境の改善は、JAが集荷した米の販売が終了した後に、生産者に支払われる精算金にも影響してくると考えています。県としては、生産者の所得増につながるよう精一杯取り組んでまいります。

畜産業界のワクチン接種について

■ワクチン接種料金の支払方法について

Q 本県の養豚に対するワクチン接種料金の支払方法は、県証紙により支払われています。畜産農家はワクチン接種頭数分の県証紙を予め購入しておく必要がありますが、毎日の飼養管理が忙しい中で、その都度

その都度、県証紙を購入することが大きな負担となっているのが現状です。事務の効率化のためにワクチン接種料金の支払い方法を、銀行振り込みなどの支払方法に変えてほしいとの要望をいただいています。キャッシュレスとまでは言いませんが、支払い方法を銀行振り込みなどに変更していただけないか伺います。

A 農林部長 県の「電子申請・届出サービス」を利用することで、パソコンやスマートフォン、ATMから手数料を支払うことが可能となります。埼玉県養豚協会からも要望をいただいております。現在、このサービスを利用できるよう準備を進めています。

今後、このサービスを畜産農家に利用していただけるよう、畜産農家に対し周知と丁寧な説明を迅速に行ってまいります。

■ワクチン接種の体制と料金について

Q ワクチン接種について、本県では家畜防疫員である県職員の獣医師しか接種する事ができないと聞いています。しかし群馬県や茨城県、栃木県では、知事が認定獣医師の資格を認めた民間獣医師が、県職員に代わってワクチンを接種する事ができ、利用者が選択できる制度を採用しています。それにより、1頭あたりのワクチン接種代金は、埼玉県では320円、群馬県・茨城県・栃木県では県の獣医師が接種した場合は340円ですが、認定獣医師が接種した場合は、県のワクチン管理費約60円+認定獣医師の接種技術料約40円の合計100円程度でワクチンの接種が可能と伺っています。

令和元年のCSF(豚熱)の発生による経済的な負担、さらには、CSFの発生を抑止するためにも、ワクチンは継続的に接種し続ける必要があり、その経済的負担も畜産業者には大きなのしかかっています。埼玉県は小規模事業者が多く、民間獣医師が常時管理に入っている事業所が少ない事は承知しています。また、CSF対策の管理や記録の重要性を鑑みて、認定獣医師の適用について慎重になることも理解するところですが、認定獣医師の制度が全国的な動きになっていると伺っています。ぜひ、価格競争に勝ち抜き、埼玉県産ブランドを強化する意味をこめて、他県と同様に県職員の獣医師と認定獣医師の選択できる制度改正をお願いしたいと思えます。

A 農林部長 豚熱ワクチンは、家畜伝染病予防法において家畜防疫員が接種することとされています。しかし飼養頭数が多い県では、全頭にワクチン接種を行うことが困難なため、国の指針に基づき、知事認定獣医師による接種も行っています。

本県では十分な家畜防疫員を配置し、定期的に養豚農場へ立ち入り、豚熱発生防止のために必要な飼養衛生管理基準の指導とワクチン接種を行っています。また、ワクチンの効果を最大限に発揮させるために、抗体検査を行うなどきめ細かく対応しており、現状では、知事認定獣医師を導入する防疫上の必要性は低いと考えています。

今後については、県内の養豚農場数、飼養頭数、豚熱の発生リスクなどを十分踏まえた上で、導入の是非について検討してまいります。

商工会の職員定数の考え方について

Q 加須市商工会の経営指導員数は、10年前の合併時の経営指導員数は9人(小規模事業者数を基に計算された定数5人)でしたが、現在の経営指導員数は7人(小規模事業者数の減少により、計算された定数4人)となっています。同様に補助員や記帳専任職員数の定数も減少しています。

本所と3つの地域支所で今まで通りの活動を行うことが難しくなっており、現在職員の統合や事業の見直し等の対策を検討して、出来る限り現状を維持していくための施策を実施する方向で進めていますが、加須市役所が各地域の総合支所を含めて4箇所で行行政運営していることからみても、急激な事業の削減などの対策は難しく、加須市商工会が地域振興や会員サービスの維持をしていくためには、基金を毎年切り崩しパート職員を採用することで運営しているのが現状です。職員数は年々減少し、仕事量は年々増加するといった反比例の状態が続いているのです。

定数が国の基準を基にして経済センサスの小規模事業者数により、計算式を使って算出されていることは承知しております。また、現在の算定式の小規模事業者数は、平成24年度の経済センサスを適用していることには感謝しますが、埼玉県として、定数の決定について、経済状況を加味することや、合併後の定数の考え方に地域事情を加味して判断することはできないのか伺います。

A 産業労働部長 経営指導員等の定数は、経済センサスから把握した各商工団体の区域内にある小規模事業者数を基に算定し、人件費を補助しています。昨年来、新型コロナウイルス感染症の影響で、相談件数の増加や事業者への感染防止対策支援など、商工会の業務が増大していることは十分認識しています。しかし、臨時的な業務量の増加に合わせて定数を増やし職員を採用することは、将来的な財政負担の観点から慎重でなければなりません。

そこで県では、経営指導員の負担軽減を図るため、企業への専門家派遣や商工団体OBを活用した専門支援員の派遣経費を補助するとともに、今年度からは広域課題や困難案件の解決などを担う広域指導員を商工会連合会に配置したところ。今後も商工会連合会と連携しながら工夫を凝らし支援してまいります。

次に、合併後の定数の考え方に地域事情を加味することについてです。合併した商工会の職員数は、支所の設置等、合併に伴う特別な事情を斟酌し、他の商工会との公平性を考慮した上で、定数に加算を行う例外規定を設けています。定数を越えた過員については、退職によって解消されるまでは、臨時的措置として人件費補助を継続し、その期間は20年以上に及ぶ場合もあります。

合併した商工会においては、この優遇措置が講じられている間に、効率的な組織体制を整えていただきたいと思います。

Q 経済センサスは4年ごとに発表されていると思います。できれば現在採用されている平成24年度の数値を長く維持していただきたいと思えます。急に今現在の数値を適用してしまうと、急激な定数削減が予想されます。混乱を避ける意味でも、できる限り段階的に適用していただけないか伺います。

A 産業労働部長 その時点時点での数字がどのような状況になるか、それから各商工会が実際の実務をやっていく上で支障がないか、その点を総合的に判断をして、その時点で適切な対応をとりたいと考えます。

加須・板倉利根川新橋の早期建設促進と災害時の広域避難運用体制について

加須・板倉利根川新橋の早期建設促進について

Q 埼玉大橋の対岸にあたる北川辺地域の本年度の避難計画では、コロナ禍の影響で避難所のスペース等の問題により、原則として他県への避難はできない状況となり、埼玉大橋を渡って埼玉県内に避難しなくてはならない計画となっていました。埼玉大橋の対岸には現在1万1,000人を超える埼玉県民が生活しています。県民の命を守るという観点からも加須・板倉利根川新橋の早期建設促進は必要と考えますが、県の考え方を伺います。

A 県土整備部長 利根川 への新橋建設については、複数の箇所、それぞれの期成同盟会などから請願や要望を頂いています。大河川を渡り、他県にまたがる橋りょうの建設は多額の事業費を要することに加えて、他県の意向や架橋位置、取付道路など調整すべき事項が数多くあります。



加須・板倉利根川新橋建設促進協議会による埼玉県への要望活動の様子。

一方で、県が管理する橋りょうの多くで老朽化が進んでおり、災害に強い道づくりの観点から、計画的に修繕、架換えを行うとともに、大規模地震の発生に備え、耐震補強を行っているところです。

今ある道路機能を健全に保ち、県民の皆様が安全かつ安心して利用できるよう取り組むとともに、ご質問の橋りょうについては、周辺の交通状況や土地利用の動向なども踏まえ、広域的に整備の在り方を群馬県とともに研究してまいります。

災害時の広域避難運用体制について

Q 埼玉大橋は現在、国土交通省の一般国道交通量調査によると、交通量は年々増加しており、慢性的な渋滞が発生しているとされています。

令和元年の台風第19号の時に、北川辺地域から埼玉大橋を渡るために数時間を要しました。コロナ禍等の事案においては、他県への避難が制限される事も考えられ、更に多くの時間を要することが想像できます。災害時の避難は加須市が主体であり、加須市はシャトルバスの運行も計画しています。加須市と道路管理者の県土整備部のご理解の下、交通管理者である埼玉県警が連携することで交通規制をかけるなど、避難所までの移動をスムーズに実施するための検討を進めていただきたいと思います。



昭和47年に供用開始された埼玉大橋

するための検討を進めていただきたいと思います。

A 警察本部長 議員ご指摘の埼玉大橋については、当該地域を管轄する加須警察署において、住民の避難が必要となった場合には、渋滞緩和を図るために警察官がその場の交通量を目視した上で、信号機を手動で操作するなどの交通整理を行い、交差点のスムーズな通過を確保することとしています。また、加須警察署の既存の体制で継続的な警察活動を行うことができない場合には、警察本部の部隊も動員し、起こり得る災害への対応はもとより、交通対策も行う方針です。

今後も、住民の方々の避難が円滑に行えるよう、平素から、対象となる住民の方々はもとより、道路管理者である県や加須市とも十分に連携をして、情報共有や訓練等を行い、対策を進めます。

地元問題

水深地区の通学路の安全対策について

Q 加須市の水深地区や大桑地区、三俣地区など多くの地区では、新築住宅が年々増加しています。同時に通学路の安全対策が急務となっています。水深の一部の地区では、現在、東北縦貫道路を越える水深橋を約39名の児童が渡っていますが、歩道部分が非常に狭く、常時、危険にさらされている状態が続いています。

加須市・教育委員会・学校・保護者で通学路の変更も含めて検討が進められていますが、東北縦貫道路を越える際には水深橋を渡るか、高速道路のアンダーパスを通るかの方法しかありません。水深橋の構造上、歩道部分の拡張は難しいとの判断が加須市により提示され、アンダーパスを通る方法の場合は、東北縦貫道路の側道が両サイドとも非常に交通量が多いことが問題となり、どのように安全な通学路を確保するか、決めかねていると聞いています。子供たちが安全に登校できるよう、通学路の安全対策について加須市・教育委員会・学校・保護者との検討を進めていただけないか伺います。



加須市が整備した東武鉄道を渡る立体交差「花崎陸橋」

A 警察本部長 通学路の安全対策は極めて重要であり、必要な交通規制等を行っていく考えです。議員ご指摘の水深地区の道路については、通学路としては様々な問題があるものと認識しています。

県警察としては、地元の意見を伺いながら、道路管理者である加須市をはじめとする関係機関や学校と連携し、より安全な通学路となるよう検討を進める方針です。

南北道路の整備について

Q 加須市には、東西方向の交通ネットワークは国道125号バイパス・国道122号バイパス・国道354号バイパスなど数多くの幹線道路が横断しています。

一方、南北方向の道路は、なかなか整備が進まないのが現状のようです。前回の質問で、「東武伊勢崎線が東西に横断しており、県道の4箇所が踏切となっている。また、東武伊勢崎線との立体交差が都市計画決定されている箇所は、加須市が整備した花崎陸橋のみであり、地元加須市とともに、東武伊勢崎線との立体交差のあり方について研究していく」との答弁がありました。ぜひ、踏切の渋滞解消の重点地区、立体交差後の南北方向へのアクセス等を考慮した上で、適切な場所や手法についてご検討頂き、まずは1箇所の南北方向の幹線道路が確保できるように、調査のための予算計上も含め、検討を進めていただけないでしょうか。

A 県土整備部長 議員ご質問のとおり、加須市内の南北方向の道路網については、東武伊勢崎線の踏切周辺で渋滞が発生している状況です。加須市内にある4箇所の県道の踏切のうち、最も渋滞が激しいのは、県道北中曾根北大桑線の花崎踏切で、国土交通省が定めた緊急に対策が必要な踏切道に位置付けられています。

この踏切については、これまでに渋滞解消のため、東武鉄道や県警とも協議を行い、可能な対策を検討してきましたが、立体化による抜本的な対策が必要との考えに至りました。今後、立体化に向けた調査や検討を進めてまいります。

※一般質問の全文は埼玉県議会のホームページをご参照ください。
→ <https://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/index.html>





自民党県議団ニュース

埼玉県議会自由民主党議員団



県民ニーズを的確に捉え、県政をリードする自民党県議団!



所属議員：長峰宏芳 小谷野五雄 小島信昭 齊藤正明 宮崎栄治郎 本木 茂 田村琢実 高橋政雄 神尾高善 諸井真英 木下高志 中屋敷慎一 梅沢佳一 新井一徳 須賀敬史 武内政文 齊藤邦明 小川真一郎 白土幸仁 岡地 優 荒木裕介 新井 豪 立石泰広 小久保憲一 日下部伸三 永瀬秀樹 細田善則 岡田静佳 内沼博史 横川雅也 飯塚俊彦 浅井 明 宇田川幸夫 松澤 正 吉良英敏 美田宗亮 藤井健志 木下博信 関根信明 宮崎吾一 高木功介 松井 弘 渡辺 大 千葉達也 山口京子 逢澤圭一郎 高橋稔裕 阿左美健司 杉田しげみ(以上49名)



団長ご挨拶

埼玉県議会自由民主党議員団

団長 小島 信昭

謹賀新年

皆様にかかれましては、健康やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。平素は、埼玉県議会自由民主党議員団の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、新型コロナウイルス対策に奔走した一年でありました。本県に於いても新型コロナウイルス感染者が一月に確認され、以後感染症対策に追われ、県議会に於いても、補正予算を令和三年度だけでも十三度審議すること、県民のコロナ禍に於ける生活の安心に繋げて参りました。また、コロナ対策に於ける県の執行体制の検証等を

行う「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」では、県民の安全・安心に繋がる意見・提言を行うことで、現在の県のコロナ感染症対応に活かされているものと自負しております。

この他にも、県議団にて取り組んだ主な施策についてご紹介致します。昨年二月定例県議会に於いて自民党県議団にて提出・可決された「埼玉県エスカレーター」の安全な利用の促進に関する条例」が十月に施行されました。この条例は、エスカレーターの安全な利用を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

今後、時代の変化に即応できる政策に取り組みむこと、県民の側に立った県政運営を行って参ります。県民の皆様が自民党県議団への更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が、令和三年二月定例会にて自民党県議団の提案により上程され、賛成多数で可決成立致しました。この条例は、エスカレーターの安全な利用の促進に、エスカレーターの利用及び管理に必要事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が施行されました!

この条例は、エスカレーターの安全な利用の促進に、エスカレーターの利用及び管理に必要事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

この条例では、利用者の義務として「立ち止まらう!!」と義務規定を設けました。罰則規定はありませんが、今後の利用状況を鑑み改正を検討することを附則に盛り込んでいます。

県民の皆様のご協力をお願いします。

県民の皆様のご協力をお願いします。

健全な動物共生社会を目指し!

『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』改正条例を自民党県議団が提案・成立!

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例は、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした条例であります。本県では、この条例に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を実施してきたところで、今回、この条例を改正し、動物の愛護及び管理に関する取組全体を強化致します。

条例改正のポイントの1点目は、「犬・猫の殺処分数削減」です。このため条例に「飼い主になる者の責務」を新たに規定し、飼い主になる前に動物の習性などの知識習得に努め、自身の現在と将来にわたる生活環境などを考慮してその動物がその生命を終えるまで飼うことができるか、しっかりと考える責務を規定しました。また、適正に飼養できると認められる者に対する譲渡推進の姿勢をより強く示すため、県が譲渡できるとしている犬猫に、所有者不明で収容した犬猫などを明記いたします。2点目は、動物取扱業者の更なる適正化です。「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和3年6月1日から動物取扱業者に関する遵守基準が具体化されたところであります。本県としても動物取扱業者の更なる適正化に取り組みする必要があります。今回の条例改正では、「動物取扱業者の責務」を新たに規定し、遵守基準を始めとする法令順守は基本として、最新の動物の知識の習得と情報の発信を主体的に取り組み責務を規定しました。また、県の責務に連携規定を追加して、市町村や動物関係団体等と連携することや、動物愛護推進員の活動を新設して、県に対して情報提供を促すことなどにより、本県の動物の愛護及び管理に関する取組全体を強化するものとしています。



条例改正案を検討する政務調査会の様子



本条例により、犬猫の殺処分数の削減や動物取扱業者の適正化、更には動物の愛護及び管理に関する取組全体の強化が図られるものと考えております。

「政策大綱」を提言・提案!

自民党県議団が令和四年度予算編成に関する「政策大綱」「市町村要望」を県知事に提出!



大野知事に政策大綱を提言する自民党県議団役員

自民党県議団政調会が取りまとめた「令和四年度政策大綱(合計384項目)」及び「令和四年度埼玉県予算等に対する要望(市町村要望195項目・議員要望46項目)」を大野知事に提出し、令和四年度の埼玉県予算並びに施策の編成に反映するよう申し入れを行いました。

令和四年度の予算については、引き続きコロナ対策、ポストコロナをにらんだDXをはじめとする新しい生活様式、更には経済の再生に向けた対策や災害に強い県土づくり等が不可欠であり、対応した予算を求めました。知事からは、予算編成に際しては各部署に周知を図り、ポストコロナに向けた検討をさせて頂きたいと前向きな返答がありました。

建設業関連の課題検討PT



建設業関連の課題検討プロジェクト・チームでの審議の様子

自民党県議団では、県内建設業関連の課題を把握し、改善に努める為に「建設業関連の課題検討プロジェクト・チーム」を設置し、取り組みを行っています。

この度、県内の建設事業者に対して行ったアンケートの結果、発注者の県と受注者たる事業者の関係において、一方的で対等とは言えない現状が判明しました。また、最低制限価格の引き上げや発注の平準化などのご意見を賜りました。

このアンケート調査の結果を施策に反映するために、大野知事に対し改善を求めた要望を行いました。大野知事からは、契約書の順守の徹底を図ると回答がありました。また、更なる平準化とともに、最低制限価格の引き上げが実施されました。

県政のこと、身近なこと等、何でもご相談下さい!



絆・挑戦!
埼玉県議会議員
千葉たつや

自民党県議団県政調査事務所
埼玉県加須市中央 1-15-7
電話: 0480-61-3546
FAX: 0480-62-2900



若い力!新しい風!
埼玉県議会議員
高橋としひろ

自民党県議団県政調査事務所
埼玉県加須市土手 2-17-15
電話: 0480-61-7681
FAX: 0480-61-7982

CHIBA TATSUYA 埼玉県議会議員 **絆・挑 戦** 令和4年(2022年)春号 **県政報告**

発行:埼玉県議会 自由民主党議員団
埼玉県議会議員
千葉達也県政調査事務所
加須市中央1-15-7

千葉たつや

県議会2月定例会報告

県政史上最大規模 《一般会計当初予算》 2兆2,285億5,900万円を議決

直面する危機からの脱却と日本一暮らしやすい埼玉に向けた将来像の実現へ

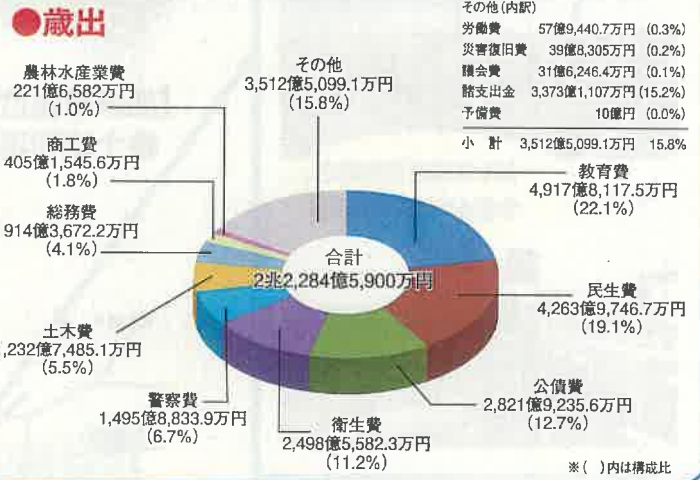
県議会2月定例会は過去最大となる一般会計当初予算2兆2,285億5,900万円をはじめ、令和3年度2月補正予算【第14号】【第15号】【第16号】を議決しました。

補正予算【第14号】は549億3,564万3千円で、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく補正予算に対応して、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る公共事業の追加等が計上されました。

補正予算【第15号】は121億4,350万3千円で、観光応援キャンペーンの規模拡大に係る経費をはじめ、新型コロナ対策推進基金への積み増しなどが盛り込まれています。

補正予算【第16号】は222億4,429万7千円で、補正後の令和3年度の累計額は2兆7,147億3,871万6千円となりました。その主な内容は、まん延防止等重点措置期間が3月21日まで延長されたことに伴う、事業者への感染防止対策協力金等となっています。

令和4年度埼玉県一般会計当初予算



令和4年度の所属委員会

- 警察危機管理防災委員会
- 少子・高齢福祉社会対策特別委員会
- 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
- 図書室委員会

令和4年度当初予算 市町村別箇所(加須市)

- 農業基盤整備事業**
 - かんがい排水事業(長寿命化対策)手子堰(下樋遺川)
 - 農地防災事業(湛水防除)稲荷木落3期(北下新井ほか)
 - 農地防災事業(湛水防除)稲荷木落3期(北下新井)補正
 - 農地防災事業(湛水防除)稲荷木落5期(北旗井ほか)
 - 水辺周辺活用事業(農業用水)会の川(大門町ほか)
 - 水辺周辺活用事業(農業用水)緑のヘルシーロード・水と緑のふれあいロード(中種足ほか)
 - 農地中間管理機構(農地耕作条件改善事業)馬内(馬内)
 - 農地中間管理機構(農地耕作条件改善事業)道目・細間・北平野(道目ほか)
- 県土整備部**
 - 橋りょう架換費 加須北川辺線(七釜戸橋)
 - 橋りょう架換費 三田ヶ谷礼羽線(川面橋)
 - 橋りょう修繕費 加須北川辺線(三俣橋)
 - 橋りょう修繕費 国道125号(篠崎橋)
 - 橋りょう修繕費 加須北川辺線(柏戸跨線橋)
 - 社会資本整備総合交付金(改築)事業費 久喜騎西線(上高柳II期工区)
- 社会資本整備総合交付金(改築)事業費**
 - 久喜騎西線(騎西)
 - 北中曽根北大桑線
 - 羽生栗橋線
 - 国道125号(加須羽生BP)
 - 加須鴻巣線(下崎)
 - 熊谷羽生線(志多見)
 - 北中曽根北大桑線(花崎立体)
 - 国道125号(加須羽生BP)
 - 加須幸手線
 - 加須北川辺線(中樋遺川)
 - 加須北川辺線(上三俣)
 - 北中曽根北大桑線(水深)
 - 羽入外野栗橋線(外野)
 - 国道122号(道地)
 - 加須鴻巣線(下崎)
 - 加須鴻巣線(上種足)
 - 国道122号(戸崎)
 - 加須鴻巣線(根古屋)
 - 礼羽騎西線(戸崎)
- 舗装道整備費**
 - 加須北川辺線(柳生)
 - 佐野古河線(小野袋)
 - 加須北川辺線(菱倉)
 - 羽生栗橋線(北平野)
 - 中川
 - 青毛堀川
- 国土整備部(国補正分)**
 - 久喜騎西線(上高柳工区II期)
 - 久喜騎西線(騎西)
 - 飯積向古河線
 - 熊谷羽生線
 - 加須鴻巣線
 - 中川
 - 青毛堀川
- 都市整備部**
 - 加須はなさき公園
 - 加須はなさき公園(公園等建設費)

建設業関連の課題検討プロジェクトチーム

座長 中屋敦慎 ■ 事務局長 美田宗亮 ■ 副事務局長 千葉達也

自民党県議団では、県内建設業関連の課題を把握し、改善に努めるために「建設業関連の課題検討プロジェクトチーム」を設置し、業界団体や事業者の協力で、ヒアリングやアンケートを実施し、要望書を大野知事に提出しております。

令和2年度

- 最低制限価格の更なる引上げ
- 県内企業の入札参加機会の拡充を図るための取り組みの推進
- 上記取り組みについて県内市町村への周知徹底

令和3年度

- 評価項目・採点基準の公表と適正公平な検査
- 発注者と県との関係(契約書の遵守)
- 全ての業者への分け隔てのない常識的な対応
- 提出書類及び検査内容の明確化・簡略化

ひきこもり自立支援のあり方検討プロジェクトチーム

座長 中屋敦慎 ■ 事務局長 木下博信 ■ 副事務局長 千葉達也

ひきこもり状態にある方は、自身の将来をはじめとする様々な不安を抱えており、これはその家族も同様です。しかしながら、本人及び家族は、身近に支援を受けることのできる場所がなく孤立しているケースも多く見受けられます。ひきこもりの支援は、「本人の意思」を十分に尊重した支援が必要であり、本人の意思を無視してはいけません。そして、本人及びその家族が孤立することのないよう、身近に安心して支援を受けることのできる環境を整備していくことが必要であると考えます。

県民だれもが安心して暮らすことのできる社会を実現するため、県が良質な民間支援団体等を支援し、行政と民間支援団体等がともにひきこもり状態にある方とその家族を支援できる環境を整備し、本人及びその家族が安心して支援を受けられるよう、私たち自民党県議団が条例を提案し、制定しました。



有事の際の広域避難や経済の活性化のため、利根川新橋の実現に向けて、継続的に活動して参ります。



治水対策や避難計画を国と市、住民の皆様と連携し、命を守る政策を実行します。

国道125号バイパスの早期開通に向けて、まずは、加須地域の暫定2車線区間の4車線化を実現します。



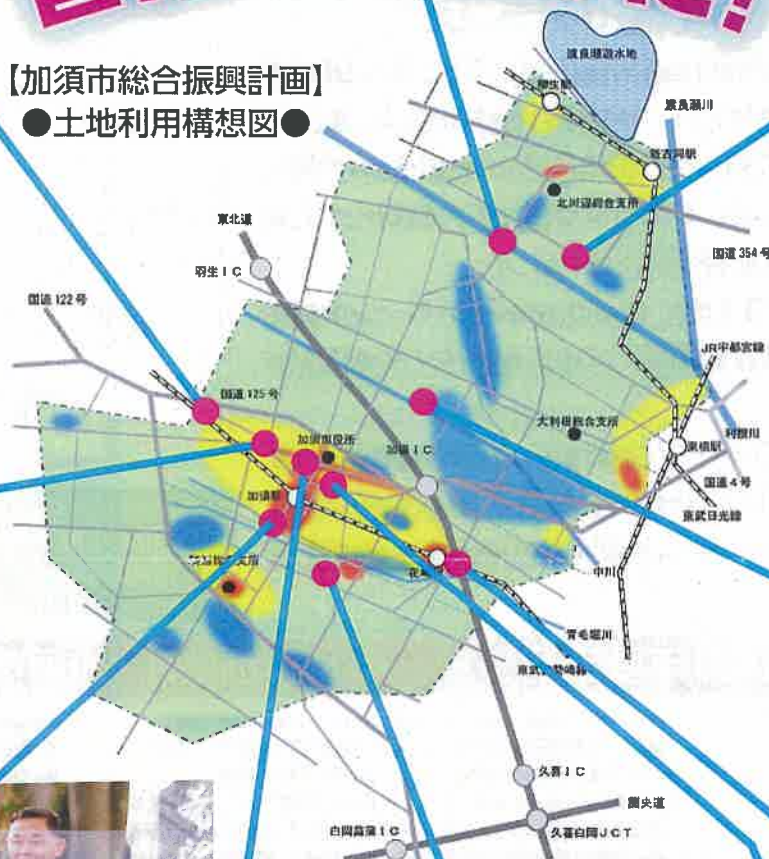
一部6車線区間を除き、令和6年完成予定。



国・県・市の絆（連携）で、くらしを守り、活動し続けます。

皆様の声を形に!

【加須市総合振興計画】
●土地利用構想図●



国営かんがい排水事業実現のため、国・県・市・関係団体とともに活動します。



(中川改修事業の未整備区間の早期着工を目指します。)



橋の耐震補強・架替事業を推進いたします。

県道久喜・騎西線の計画路線の早期開通を促進します。



済生会加須病院南側
(駅前道路開通予定 令和4年3月24日)



加須市が東日本大震災・原子力災害を風化させないために制作した3.11モニュメント「希望」(旧騎西高校内)除幕式にて

- 住居系ゾーン
- 商業・サービス系ゾーン
- 産業系ゾーン
- 農業共生ゾーン
- 本庁舎、総合支所
- ※道路は、既設路線を実線で、計画・構想路線を点線で表しています。
- ※ I C : インターチェンジ
- J C T : ジャンクション

地域経済発展のため加須市商工会としっかり連携して活動します。



不動ヶ岡不動尊 総願寺節分会

大野知事とことん 訪問(釜屋)

渋滞区間の解消に向けて、活動して参ります。



本町T字路、令和4年4月開通予定

地域の皆様の声を形に出来る様に、国・県・市で連携し、活動して参ります。



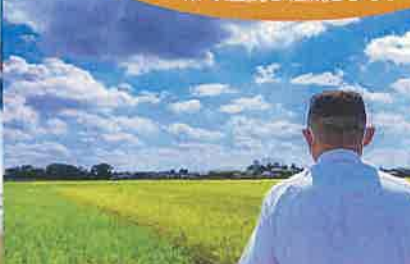
地域の皆様の安心安全を守るため、国・県・市で連携し活動して参ります。



(水深地区、通学路の安全対策、水深橋にて)



農業・酪農を守る産業や生産者の生活を守る活動を国・県・市で連携し続けます。



県政レポート 歩く眼

永瀬ひでき

第24号～第34号



時代は変わる！

時代は常に変化し続けます。政治も同じです。私はこの変わりゆく時代・変わる時代を良い方向に変えていくことが政治に与えられた責務であるという信念を持っています。

政治はルールを作る仕事です。多くの人々が納得できるルールを作り、まちをよくし、生活環境を向上させ、愛する郷土・川口で暮らしている市民や企業が自由な意志にもとづいて活動し、発展していくように進めていくのが仕事だと思います。

議員の役目は、政治の流れをより良い未来に変えること。県や市のあり方と未来を考え、議会で質問や政策の提案をし、行政の考え方を具体的に前に引き出すこと。ここから政治は動き始めます。

そして政治とは、ビジョンを語るだけではなく、結果を出すことです。

私は、民間企業人として、「責任を持つ仕事」の覚悟を培ってきました。

浅学菲才な、まだまだ至らない私ですが、政治家になる事を決意して以来、「愛する郷土、川口のより良い未来を築いていきたい！」との思い一つで、結果を出す、責任ある政治に真摯に取り組んでまいりました。

ひできと変える！

時代は変わります。

変わる時代をより良い時代に変えていく。人口が減り、老年寄りが増える中、どう子供たちに負担の少ない社会をつくるか。愛する郷土・川口の市民が安心して、誇りをもって暮らすことができるようになるか。

私はこの責任を受け止めて、皆様と共に、皆さまの思いや願いの代行者として、市民の皆様と未来を担う子供たちのために、これからも全身全霊を懸けて、前に進んでいきたいと思っています。



埼玉県議会議員 永瀬秀樹

県政レポート 歩く眼 第24号

永瀬ひでき

なが せ



埼玉県議会本会議 一般質問に登壇！

私が、埼玉県議会本会議において行った一般質問の報告。シリーズ4回目は、「木育の推進」と「スポーツコミッションの設立」についてです。

木育の推進について

木育の現状と今後の推進について

永瀬秀樹の質問概要

持続可能社会の構築に向けて、埼玉県土の32%を占める森林の良好な環境を形成するためには、林業の振興施策に加え、家庭や学校、社会でより積極的に木育を推進すべきと考えます。木育とは、良い地球環境の形成のために森を育むための教育活動のことであり、林野庁の文書では木材利用に関する教育活動と定義されています。

本県では、平成20年6月から始まった埼玉の木づくり運動において、具体的な取り組みの一つとされ、平成23年度版及び平成28年度版の埼玉県農林業・農山村振興ビジョンでは、取り組みの展開方向の一つとして取り入れられています。

平成27年10月には、さいたま市にまちの木育スペース「Woods ON」がオープンするなど、徐々に広がりを見せ始めてはいますが、現状はまだまだ散発的、一過性の感は否めません。

そこで、教育における木育の推進について、どのように行われているのかを質問しました。



「木とのふれあいまつり」(主催：県木材協会)木育広場の様子。

また今後に関して、実績のある森林・林業教育や環境教育の成果を基礎に、連携して進めることが有効と考えます。こうした点に配慮し、より一層、木育の推進を図っていただきたいとの考えから県の所見を伺いました。

県の答弁

現在、全ての小・中学校で環境教育が行われ、その中で森林の働きを学んだり、森林保護について体験したりする活動が行われています。また、地域の特色を生かして、近くの森林の観察や炭焼き体験、植樹体験、埼玉森林管理事務所の職員を講師とした森林教室などに取り組む学校もあります。

高校では家庭科の授業で、限りある資源を循環させて使い続ける必要性など、生活者の視点から地球環境を守ることについて学んでいます。また、県内で唯一の森林科学科を設置している秩父農工科学高校では、学校演習林を活用して、森林の育成や保護、森林資源の利用などの専門的な学習をしています。さらに「県立高校みどり再生プロジェクト」事業において、高校が地域の企業や関係団体と連携し、森林での植樹や下草刈り、間伐材を活用したものづくりなどの森林環境教育に取り組んでいます。

今後は、環境教育の担当教員が集まる会議でさらに普及を図るとともに、地域の関係機関と連携して、木育の推進に取り組んでまいります。

との答弁を引き出すことができました。

木育拠点施設の整備について

永瀬秀樹の質問概要

木育の推進のためには、木育が実施できる拠点施設の整備が重要です。森林・林業教育施設の中に木育学習プログラムの計画立案者、実際の学習活動の指導者、木工室や木工機械室、教材、設備、木工道具などを備えた木育拠点施設をつくり、指導者など人材も融合させながら木育のシステムを構築していくことが良いと考えます。

また、今後の県全体の木育の普及に向けては、各市町村レベルでの拠点整備も必要です。首都圏に位置する本県の地域性も考慮すれば、山間部だけではなく、多くの県民が日常的に利用することができるよう、都市部または都市近郊に木育施設を設置することは極めて効果的だと考えます。

そこで、新設もしくは既存の関連施設や公共施設を利用した木育学習プログラムの展開が行えるよう、都市部もしくは都市近郊への木育施設の整備を提案し、県の見解を伺いました。

県の答弁

木育に取り組む保育園や、埼玉大学では木育システムの研究が行われ、木育活動は徐々に広がりを見せています。また、深谷市にある埼玉県農林公園の木材文化館は、すでに木育の拠点となっています。今後は木育システムの構築も重要と考え、様々な関係者の意見を聞きながら検討を進めてまいります。

次に、木育のノウハウを持った人材も不足しています。県はこれまでNPOや埼玉大学が実施する「木育セミナー」の開催を支援、また木育の体験を希望する団体には「木育キャラバン巡回事業」などを紹介するほか、県が養成した木育指導員を派遣してきました。さらに、平成14年度から平成27年度までに、幼稚園や保育園など、23箇所の木育施設の整備を支援してきました。

今後も、都市部と都市近郊での木育施設の整備を推進してまいります。

との前向きな答弁をいただきました。さらに、この質疑に基づき、新たに平成29年度予算で約1億700万円をかけて、農林公園（熊谷市）に木育拠点施設（仮称）「木育ランド」を整備することとなりました。木育の推進については、県の今までの枠を超えた取り組みが必要だと考えています。今後も粘り強く取り組んでまいります。

スポーツコミッション の設立について

永瀬秀樹の質問概要

国連世界観光
機関によれば、

世界の観光産業の10%、約60兆円の規模を誇り、毎年6%の成長を見せている観光の新しいスタイル、これがスポーツツーリズムです。スポーツ観戦のための旅行及びそれに伴う周辺観光やスポーツを支える人々との交流

など、スポーツに関わる様々な旅行のことです。スポーツツーリズムを推進していくためには、専門組織が必要です。スポーツツーリズムによって地域経済の活性化を目指す、官民挙げての公的な組織がスポーツコミッションです。

スポーツコミッションの役割は、スポーツ大会や合宿などの誘致、運営の支援、利用者ニーズに対応するためのワンストップ窓口機能、情報の発信やPRであり、その活動による効果は交流人口の拡大、地域経済への波及、地域の知名度向上、地域住民のスポーツ活動の活性化などが挙げられます。

さいたま市では、スポーツコミッションが誘致支援、情報収集、経済波及効果調査、主催・共催イベント、広報宣伝といった5つの活動を行いました。2011年10月から



さいたまスーパーアリーナを主会場に開催された「埼玉サイクルエキスポ2016」の様子。

2016年3月の間に、ツールド・フランスさいたまクリテリウムなど157件のイベントを誘致し、参加者総数81万1,148人、経済効果287億6,140万円の実績が報告されています。全国的にも、さいたま市のさいたまスポーツコミッションの設立を皮切りに、現在、市町レベルで14市町、都道府県レベルで佐賀、愛知、岐阜、沖縄など7県、あるいは関空エリア、盛岡8市町村といった広域連携で5団体、NPO法人で3団体が設立され、現在も金沢市などが設立を計画中で、各地で設立の動きが広がっています。

本県は中小規模のスポーツイベントや合宿で使うことのできるスタジアム、体育館、テニスコート、武道館など多くの施設を所有しています。さらに、なだらかな平地と丘陵、山間部が併存し、気候が温暖で、マラソンやサイクリング、ウォーキングの競技やイベント会場に使える、隠れた資源が豊富に存在しています。私は、これらの資源をどう活用するかを考える専従スタッフの組織の有無が極めて重要だと考えています。スポーツコミッションの設立を提案し、県の考えを伺いました。

県の答弁

県外から人を呼び込み、更なる地域活性化を推進していくためには、国際大会や全国レベルのスポーツ大会を新たに開催していくことが必要です。そのため、日本体育協会や中央競技団体とのパイプをさらに強いものとし、本県の優れたスポーツ環境をアピールしながら、積極的に大会の誘致を進めていくことが大切です。

大会の開催以外にも、「埼玉サイクルエキスポ」のようなイベントを企画し、スポーツを楽しむムーブメントを作り上げていくことも、力を注いでいくべき分野です。また、旅行関連企業などの専門的なノウハウを活用し、スポーツ大会やイベントの参加者を県内観光に誘導するなど、県内全域に経済波及効果をもたらす取り組みも重要です。

2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外から多くの選手や観戦客が訪れると見込まれます。この機会を捉え、観戦客を県内観光につなげることはもとより、各国の事前トレーニングキャンプや様々なスポーツ合宿の誘致を進めることも欠かせません。様々な課題がありますが、スポーツコミッションは有効な方策の一つだと考えます。他県の先行事例を研究するとともに、スポーツや観光の関連企業、経済団体、市町村などからも御意見を伺い、鋭意検討してまいります。

との答弁を引き出すことができました。

東京オリンピック・パラリンピック2020まであと3年、スポーツツーリズムを地方創生に結び付け、オリンピック後も長続きする地域づくりに資するべく、引き続きスポーツコミッションの設立を促してまいります。

あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170

県政レポート 歩く眼 第25号

永瀬ひでき

ながせ



県議会で一般質問に登壇 未来を見据え県に提言・要望

この度、埼玉県議会本会議において、3回目となる一般質問を行いました。本号はその中から「水循環の総合的・一体的管理について」の質疑の概要を報告させていただきます。なお、私の質問を受け、埼玉県水循環検

討委員会が開催され、新たに地下水マネジメントに関するワーキンググループが設置されるなど、水循環に関する県の取り組みが、本格的に進むこととなりました。

水循環の総合的・一体的管理について

水循環に関する県の取組について

永瀬秀樹の質問概要

私は、水が私たちの命を育み、私たちの生活と産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、人の活動及

び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態、つまり健全な水循環が持続的に維持されるための取組を積極的に推進していくべきと考えています。

国は平成26年4月に水循環基本法を公布し、平成27年7月には水循環基本計画を決定し、水循環の総合的・一体的管理を図るべく取組を進めています。水循環基本法では、「地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、その地域の特性に応じた



施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。また水循環基本計画では、流域単位での水循環計画の新たな策定や関係者が一丸となった地下水マネジメントに、国と連携し、事業者や地域の住民と一体となった取組を求めています。

県においても、水循環の総合的・一体的管理について、より積極的にスピード感を持って取り組むことが重要であると考え、県はこれまでどのように取り組んできたのか、今後はどのように取り組んでいくのかを伺いました。

県の答弁

県は、平成27年4月に庁内関係課長をメンバーとする埼玉県水循環検討委員会を設置しました。この委員会の中に設けた幹事会をこれまで3回開催し、水循環基本法の理解を深めるとともに、水循環に係る県施策の確認や雨水利用の促進等の検討を行ってまいりました。

水循環基本法や国の基本計画の中で定められている県が果たすべき役割は、国と連携して実施することとなっています。

基本的施策のうち「流域連携の推進」については、新河岸川等流域で国が設置している委員会等に参加し、流域単位の水循環計画の策定に向け、基本方針や目標の検討を進めています。

「水の貯留、かん養機能の維持向上」については、河川や調節池、水源地域の森林の整備等を実施しています。「水の適正かつ有効な利用の促進」については、農業用水路の改修、節水の啓発、地盤沈下対策等を行っています。

また、今年度から雨水・再生水の活用を促進するため、市町村の公共施設に雨水タンクを設置する経費に対し補助を開始しました。

今後は水循環基本法の趣旨である、健全な水循環の維持、回復という目標を共有し、これらの個別の施策を総合的・一体的に進めていくことが重要です。そのため、早期に水循環検討委員会を開催し、水循環に関する施策を総合的に推進してまいります。

との、水循環の総合的・一体的管理という新たな課題について、今後取り組みを本格化させていく、前向きな答弁を引き出しました。

地下水マネジメントについて

永瀬秀樹の質問概要

高度成長期には地下水利用が急増し、地盤沈下、水質汚濁といった様々な地下水障害が発生しました。そのため、地下水の管理は、地盤沈下防止のための取水規制が中心となっており、地下水の実態は明確ではなく、適正な保全と利用に支障が出ています。また、積極的に地下水を

使わなくても、各種人間活動の影響で水循環は確実に悪化している現実もあります。

近年、地下水利用と環境保全の考え方は大きく変化しています。かつての取水規制中心から、地下水の実態を把握し、地下水のバランスある利用と保全のルールを定め、持続可能な利用を推進することへと変わってきているのです。例えばヒートアイランド対策など環境要素としての機能、地中熱利用といった資源としての役割、災害時協力井戸のような防災機能など、それを保つための地下水の人工的かん養や地表水からの還流ルートを整備など、水に関する新しい概念としての地下水マネジメントを進めていくことが求められています。

私は今後、県土全域にわたる地下水マネジメントを進め、目には見えない地下水の実態を明確にし、適正な保全と利用を進め、かつての豊富できれいな地下水を取り戻すべきだと考えています。

そこで、県の現在の地下水マネジメントの取組状況と今後の取組の方針について伺いました。さらに、災害時に地下水を利用することへの期待は大きく、防災井戸としての利用などについては県が主導的役割を担うべきとの考えから、防災担当者の所見を伺いました。

災害時協力井戸募集

ご家庭または職場に使える（水が出る）井戸があって
災害時に井戸水を地域のためにご提供いただける方
ぜひ、ご協力をお願いします。



通り筋で井戸水の提供を受けられる方（阪神・淡路大震災）

災害時協力井戸とは・・・

阪神・淡路大震災では、水道の長期間断水し、トイレや洗濯など生活のための水を確保するため大変な苦勞をしました。この教訓から、京都市では、市民の皆さんが所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録していただき、大震災などの災害時に地域の皆さんへ井戸水を提供していただく取組を進めています。あなたのご協力も、地域の防災力・災害対策力を高めるために必要です。

【お申込み方法】

申込用紙に必要事項をご記入いただき、郵送またはファクシミリで下記にお送りください。また、お問い合わせも受け付けています。

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入

京都市消防局庁舎1階 京都市行財政局防災危機管理室

電話：075-212-6792 ファクシミリ：075-212-6790

防災ホームページ「防災危機管理情報館」からも登録できます。

<http://www.bousai-city-kyoto.jp/>

（メニューから「安心・安全の知恵袋→災害協力井戸制度」です。）

ご登録いただいた井戸は、防災井戸マップで紹介させていただくとともに地域の井戸として、地元自主防災会へ情報提供させていただきます。

災害時協力井戸の募集事例（出典：京都市資料）

県の答弁

現在、県は国が設置した関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会に参画しています。推進協議会が対象とする地域は、5つの県にまたがっていますが、本県が最も大きい面積を占めています。この推進協議会において、国と県及び市町が観測データを共有するなど連携し、地盤沈下防止と地下水の保全に取り組んでいます。本県の地盤沈下は以前と比べ沈静化していますが、未だ沈下は継続している状況です。

将来にわたって、持続可能な地下水の保全と利用を進めていくことは、重要な課題です。庁内にワーキンググループを設け、改めて県内の地下水の適正利用について検討してまいります。そして推進協議会において、地下水マネジメントを実施してまいります。

災害時に地下水を防災井戸で利用することについては、災害時には、断水により消火用水、飲料水、生活用水などが不足します。平成28年の熊本地震において、2週間断水が続いた熊本市では、水洗トイレや洗濯などの生活用水として井戸水が貴重な水源となりました。

本県では5か所の防災基地や17か所の県営公園などに防災井戸を整備しています。また個人や企業などが所有する井戸を災害時に開放し、生活用水などとして近隣住民に提供する、いわゆる「災害時協力井戸」の取組を行っている市町村もあります。現在、26市町村で1,800か所を超える数が登録され、ホームページや防災マップへの掲載、看板設置などにより近隣住民への周知を図っている例もあります。

今後、「災害時協力井戸」の先進的な事例を市町村防災担当課長会議の場で紹介するとともに、県ホームページに掲載するなど、災害時の一時的な利用として防災井戸が活用されるよう努めてまいります。

との答弁をいただきました。

川口市は、かつては「吹き井戸」と呼ばれる湧出井戸が庭先にある家すらあった非常に地下水に恵まれた地域でした。しかし、工業用水でくみ揚げ過ぎて井戸は涸れ、昭和30年代後半には激しく地盤沈下が発生し、河川水への水源転換を余儀なくされた記憶があります。けれども近年、地盤沈下は取水規制により沈静化し、地下水についてはコントロールできる経験を持つ土地でもあります。

未来に向けて健全な水循環が持続的に維持されていく為に、水に関する新しい概念である、いうなれば「育水」ともいふべき地下水マネジメントを積極的に推進していくよう、これからも取り組んでまいります。



一般質問を傍聴
に来られた地元川口
市民の方々の、傍聴
席は満席でした。

あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170

県政レポート 歩く眼 第26号

永瀬ひでき

ながせ



県議会で一般質問に登壇！

未来を見据え県に提言・要望

この度、埼玉県議会本会議において、3回目となる一般質問を行いました。本号はその中から「文化的景観について」の質疑の概要を報告させていただきます。

文化的景観について

文化政策における位置づけについて

永瀬秀樹の質問概要

文化的景観とは、平成16年に定められた文化財保護の新政策であり、棚田や里山などのように地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものを保護するために新設されたものです。

地域に残された固有のものを積極的に保護対象にしていことと、生活や生業を営んでいく中で結果として形成された景観地を保護対象とすることが、2つの大きな特徴となっています。地域がどのような景観を守り後世に残していくのか、地域の主体的選択が重要な鍵となる新しい文化政策であると言えます。

県は、文化的景観を文化政策としてどのように位置づけているのか、考えを伺いました。



県の答弁

県では第2期埼玉県教育振興基本計画の、施策「文化芸術の振興と伝統文化の継承」の中で、文化的景観の保存に取り組むことを位置づけています。文化的景観の保護は、地域住民と自治体が一体となって進める必要があります。議員お話しのとおり、地域の主体的な取組が重要で、県としてもそれを促し支援したいと考えています。

との答弁を頂きました。

安行植木の重要文化的景観への選定について

永瀬秀樹の質問概要

文化的景観のうち、特に重要なものとして国が選定したものが重要文化的景観であり、全国で合計51件が選定されていますが、関東地方では群馬県板倉町の利根川・渡良瀬川合流域の水場景観の1件だけです。現在、川口市が県内初の選定を目指して、安行の植木畑を中心とした景観を重要文化的景観として文化庁と協議中で、調査事業として交付金も決定し進んでいます。

選定されれば、川口の伝統産業である安行植木業の保護育成やブランドイメージアップによる産業振興になるだけでなく、観光振興にも活用できる、正に地域振興の大きな可能性を秘めた事業であり、首都圏近郊に残された貴重な緑地保全の意味からも、川口市のみならず埼玉県、国にとっても重要な事業であると考えます。

そこで、安行の植木の重要文化的景観の選定に向けて、県も積極的に支援していただきたいと、県の考えを伺いました。

2点目としては、文化的景観という文化政策そのものや、重要文化的景観の持つ価値の重要性などについて、広く県民に周知していく必要があるとの思いから、今後、ホームページへの掲載や現地見学会、シンポジウムの開催など、県としても広報活動を積極的に行うことを提案しました。

3点目は、安行植木の文化的景観については、植木業の振興、保護育成が重要だと考



安行原の蛇造りという無病息災を願う夏の神事の写真。議場では県執行部や議員の皆さんにも分かりやすいよう、安行藤八の獅子舞や希少植物のイチリンソウ、西福寺の三重塔、安行の植木畑の風景など写真パネルを示し質問しました。

えており、県からどのような支援が得られるかを聞きました。

県の答弁

県では、調査事業に着手した川口市に対し、文化庁との連絡調整や、調査委員会議の開催に関する支援などを行っており、同会議には、県教育委員会職員もオブザーバーとして参加することになっています。今後とも、川口市を積極的に支援してまいります。

次に、文化的景観は広範な地域の景観を捉えるものであるため、そこに住んでいる人々自身がその価値に気づきにくいだけでなく、県民にとってなじみが薄いものと考えられます。今後、文化的景観保護制度の意義や活用事例を広く県民に紹介するフォーラムなどを、地元自治体と連携して実施できないか、検討してまいります。

次に安行植木業振興のための県の支援についてですが、川口市にある「埼玉県花と緑の振興センター」では、植木生産における技術的な支援や植木・盆栽の輸出支援などとともに、植木の利用拡大など、安行をはじめとする県内植木産地の振興に努めています。

例えば、生産者への支援では、剪定や接ぎ木などの技術について体系的に学ぶ「花植木専門研修」や、造園技能検定の受講者を対象とした「造園技術研修会」を開催しています。また、植木や盆栽の輸出を進めるため、輸出用植木・盆栽の害虫を防止する技術指導や検査を行っています。さらに、都市部の緑を保全・活用するボランティアの養成を行う「街の緑サポーター養成研修」や花植木の管理・楽しみ方を学ぶ「緑化講座」などを開催し、緑に対する理解の醸成にも努めています。

今後も技術指導など、安行植木業の振興を支援してまいります

選定に向けての手続きや、文化的景観という文化政策の県民への周知、景観形成のもとである安行植木業の保護育成に関し、県からも積極的な支援を行うとの、極めて前向きな答弁を引き出しました。

重要文化的景観の申出拡大について

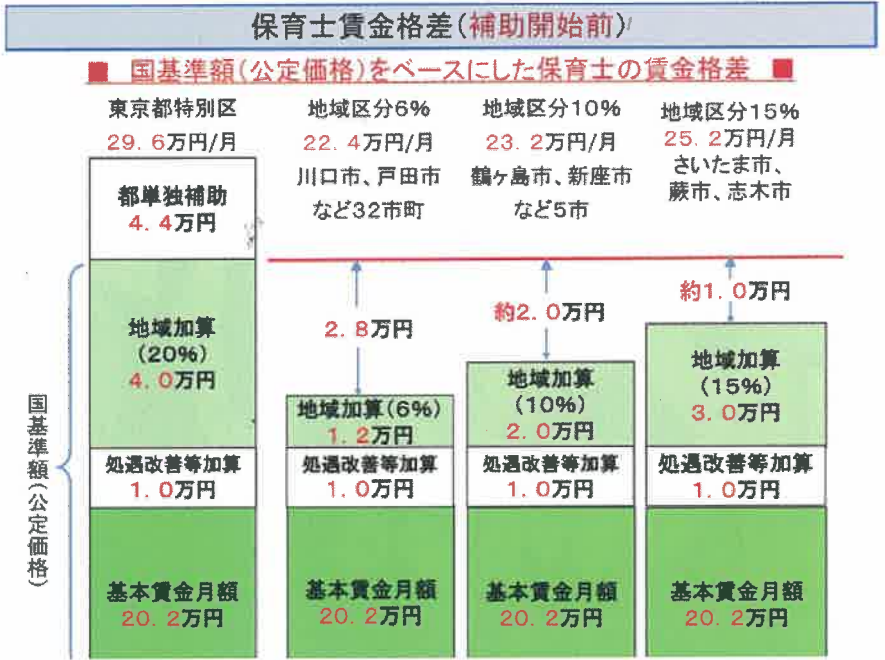
永瀬秀樹の質問概要

県としては、地域おこしやまちづくりの意味からも、重要文化的景観の申出を促進していくことが肝要と考えます。文化的景観に関しては、県内では安行以外に入間の茶畑、三富新田、野火止用水が、文化庁から全国180か所の重要地域の内の3地域とされています。県としては今後、この3か所も含め、選定申出を拡大していくべきと提言しました。

埼玉県は、地域加算割合が3%~16%の6区分に分かれており、私の地元川口市や戸田市など32の市町は6%加算の地域になります。鶴ヶ島市や新座市は10%、お隣の蕨市やさいたま市は15%、東京23区は20%加算です。さらに、さいたま市は市の単独補助で約10,000円、東京都は44,000円上乗せしているの、さいたま市とは28,000円、東京23区とは約

72,000円の給与格差がついてしまいます。このように生活圏域の重なる隣接地域で大きな差が生じており、早急な改善を図ることが必要だと考えます。

そこで、国に対し、例えば地域加算割合を市町村の定める地域手当の範囲内で選択させるなど、より具体的に、県内の市町村の実態とニーズを反映した地域区分のスキームとなるよう要望することを提案しました。



県の答弁

保育の公定価格の地域区分は、公務員に支給される地域手当の地域区分に準拠して国が設定することとされており、地域区分が違くと保育所の運営費に差が生じる仕組みであるため、都県境にある保育施設を中心に影響が生じています。

県としては、自治体間で大きな差が生じない仕組みとするため、地域区分の設定に自治体の裁量を認めるよう、かねてから国に対して見直しを求めています。国もようやく、公定価格の設定などに関する調査研究を実施し、本年夏を目途に、公定価格に関する検討会を開催する予定であると伺っています。

今後も地域区分の具体的な見直しに向けて、引き続き国に要望してまいります。

県独自の補助制度の創設について

永瀬秀樹の質問概要

2017年の合計特殊出生率が全国平均1.43を下回る1.36という本県の現状を考えれば、出生率の向上に資する保育需要の増加に対する施策の充実は、重要かつ喫緊に取り組むべき課題です。

地域区分の見直しにはそれなりの時間がかかることに加え、既に東京都や千葉県においては保育士の賃金に上乗せをする新たな補助メニューを創設している事など様々な実情に

鑑み、子ども・子育て支援新制度の地域区分格差の是正、均衡化も考慮し、県としても市町村に対する新たな独自の補助制度の創設など、何らかの支援を行うべきと考え、県の所見を伺いました。

県の答弁

優れた人材を確保するためには、一時的な処遇改善ではなく、研修などを通じた人材の専門性を高め、その質の高い専門性にふさわしい処遇で報いることが必要と考えます。

昨年度国は、保育士の処遇を改善するため、保育士のキャリアアップを図るための研修制度を設け、中堅保育士の賃金に最大で月額4万円の増額をすることとしました。現在は経過措置として、研修受講の資格があれば、申請に基づき、最大4万円を加算しています。しかし、県における保育所からの申請率は約7割と低く、まずはこの制度を活用するよう市町村や県内保育施設に周知してまいります。

また、保育士が長く働き続けキャリアを形成できるよう、保育士の宿舍借上げにかかる家賃補助をして、市町村に対して上乗せ補助を行っています。

一方で、保育士養成施設によると、平成27年度から現在まで県内出身の卒業生の約8割は県内の保育所に就職しているとのことで、就職先を選ぶ上では給与が全てではないとも考えています。このため、今年度から県内全ての民間保育施設を対象に、人材確保や経営に関するアドバイザーを派遣し、保育士の処遇改善を含め働きやすい職場環境が図られるよう、保育所の運営を支援してまいります。

保育士処遇改善に係る補助実施自治体一覧

	川口市	さいたま市	尹田市	所沢市	半草宮市	船橋市
対象保育所 (29年度)	公民(12) 私立(59) 小規模(90) 家庭保育室(8)	私立(137) 認定こども園(7) 小規模(102) 認可外(市認定)・ナースリー(90)	私立(27) 小規模(23) 事業所内(2)	私立(37) 認定こども園(5) 小規模(23) 新制度移行幼稚園(1)	私立(65) 認定こども園(7)	私立(63) 認定こども園(4) 小規模(13)
対象職員	保育士 (1日6H月20日以上) みなし保育士 (保健師、看護士を含む) ※施設長、派遣除く	保育士資格 問わず 常勤職員 (1日6H月20日以上)	常勤保育士 (1日6H月20日以上) みなし保育士 (保健師、看護士を含む)	有資格者 (保育士、幼稚園教諭、看護士、保健士、栄養士、調理士) ※施設長除く、 (1日6H月20日以上)	保育士資格 問わず 1日6H月20日以上の職員 ※理事長、園長、社保未加入者除く	正統職員 1日6H月20日以上勤務
補助額	月額	10,500円	無	23,500円	1,600円× (経験年数-1) (上限24,000円) ※勤続3年以上から	保育士 32,110円 保健士 24,700円 助産師 16,040円 看護士 14,830円
	賞与	無	67,500円 ※施設長除く	200,000円	無	無
開始時期	平成30年度	平成13年度	平成30年度	平成27年度	昭和48年度	昭和50年度
対象人数 (30年度予算)	1,300人	4,662人	約800人	753人	1,816人	1,381人

答弁内容について県がこれまでも、自治体間格差の是正に向け国に働きかけてきたことは一定の評価をしますが、県としての新たな支援策については何ら前向きな回答がありませんでした。

キャリアアップ研修制度による中堅保育士への補助は国の施策であり、自治体間の格差是正につながるものではありません。また、新卒者の約8割が県内に就職しているも、その人材が時を経て待遇

の良い他の自治体へと流出してしまう実情を問題にしているのもあって、県は保育士をめぐる現状を全く理解していないのではないのでしょうか。

私たち県議団はこの問題を重要と考え、私の質問趣旨も踏まえ、議会最終日（7月6日）に「保育士確保と離職防止のための処遇改善を求める決議」を提案し、賛成多数で可決しました。

保育無償化は来年10月から待たなしで実施されます。私は、保育士の処遇改善と自治体間格差の是正を実現し、本県の子育て環境がより良いものとなるよう今後も全力で取り組んでまいります。

保育士確保と離職防止のための処遇改善を求める決議

県内の自治体においては、待機児童解消に向けた保育園等の施設整備を積極的に進め、受け皿の確保と保育の質の向上に向けた、様々な取組を行っているところであるが、それに伴い、保育士不足が深刻化し、その確保が喫緊の課題となっている。

また、国は、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、幼児教育・保育の無償化について2019年10月から実施する方針を掲げた。

これにより、更なる保育需要が増大し、保育士の確保はこれまで以上に深刻化することが予想される。

子ども・子育て支援新制度における公定価格は、国家公務員の地域手当に準じた地域区分が設定されており、特に近隣自治体との乖離が著しい自治体においては、保育士の確保に苦慮し、独自の賃金補助制度を創設するなど、保育士の確保と離職の防止に努めているところである。

よって、安心・安全な保育を提供し、安定的な保育士の確保を図るため、下記の事項について県に特段の配慮を求めるものである。

記

- 1 国の公定価格による地域区分の等級について、地域の実情を踏まえ、近隣自治体との格差を是正するよう、これまで以上に強く国に働きかけること。
- 2 地域区分の格差が解消されるまでの当面の間、市町村に対し、賃金補助などの積極的な財政支援を図ること。

以上、決議する。

平成30年7月6日

埼玉県議会

あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170

県政レポート 歩く眼 第28号

永瀬ひでき

ながせ



一般質問特集

地域の課題を質問・提言

川の国埼玉はつらつプロジェクトの進捗状況について 安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地について

今号では、県議会で質問・提言した「川の国埼玉はつらつプロジェクトの進捗状況について」と「安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地について」、その内容（概要）を報告させていただきます。

川の国埼玉はつらつプロジェクトの進捗状況について

永瀬秀樹の質問概要

平成27年に県議会議員に当選して以来の取り組みが実り、川口市戸塚地区を流れる綾瀬川、伝右川の2つの河川では、市町村の地域振興の取組と連携した水辺空間の整備拡充を行う「川の国埼玉はつらつプロジェクト」が進行しています。

綾瀬川については多くの市民から、水辺の再生と健康長寿にも寄与する良好な生活環境形成の意味からも、早期に右岸側の堤防上に草加市分と同様の遊歩道整備を行うよう要望が寄せられています。

また伝右川については、両岸に二百数十本の見事な桜並木を形成していますが、垂直護岸の安全性確保のためフェンスで囲われており、親水性を欠いた閉鎖空間となっています。こうした河川環境を改善し、川への親水性を向上させ、川をより県民の暮らしに近づける空間とすることが望まれます。



見事な伝右川の桜並木とは裏腹に垂直護岸の川はフェンスで囲われ、親水性を欠いた閉鎖空間となっています。

綾瀬川に関しては、平成29年度、5回の協議会を開催し、整備方針も定まったと伺っています。また、伝右川についてはどのような施行が可能か、基本案を検討中であり、ある程度の設計が固まり次第、協議会が開催されると伺っています。2つの川のどちらも、このプロジェクトにより親水性が高まり、周辺住民の憩いの場所として、さらには近隣地域からのにぎわいと交流を創出する場として、水辺空間の再生が期待されます。それぞれの進捗状況と今後の見通しについて伺いました。



県の答弁

綾瀬川についてですが、川口市の提案は市内の約3.5km区間で堤防上に遊歩道を整備し、草加市やさいたま市の遊歩道と接続させることで、水辺利用者の拡大を図る内容です。協議会での検討の結果、綾瀬川の自然に配慮し、土を材料とした舗装などで遊歩道を整備することとしています。

現在、綾瀬新橋から上流約1.4km区間の整備を進めており、平成30年度内には完了します。今後も、残る区間の整備を進めるとともに、川口市においても案内標識や休憩施設を整備していく予定です。

伝右川についてですが、川口市の提案は戸塚佐藤第2公園から戸塚榎戸公園までの600m区間の水際に遊歩道を設け、桜の名所として地域の活性化を図る内容です。

提案の水際の遊歩道では、護岸が垂直に近く、地上との高低差があり、増水時に避難しにくいことから、利用者の安全性について十分考慮する必要があります。このため、これまで県と川口市とで、利用者の安全性を確保しつつ桜と川のある風景を楽しめる親水空間の整備について検討してまいりました。

今後の見通しですが、本年8月までには協議会を開催して整備案を提示し、委員の皆様の意見を伺ってまいります。綾瀬川や伝右川が地域に親しまれる川となるよう、引き続き、川口市と連携しながら取り組んでまいります。

綾瀬川はこれまで、市民の皆さんや行政が力を合わせ、水質の改善や環境保全に長く取り組んでこられたからこそ今の姿があると存じています。しかし都市化が急速に進んでいる地域でもあり、多くの方が自然を身近に感じながら生活できるよう、水と緑に親しめる憩いとやすらぎの空間創出も大切だと考えています。高齢者や障害のある方誰もが快適に散策できるよう堤防上は遊歩道を整備し、自然観察やウォーキングによる健康づくりなど、貴重で豊かな自然に囲まれた市民の憩いの場になると確信しています。

一方、伝右川は両岸には20数年前、地元の安行造園会の篤志により植えられた二百数十本の見事な桜並木があります。しかしフェンスで囲まれた閉鎖空間となっており、先人の努力が十分活かされていません。親水性を向上させ、川をより市民の暮らしに近づける取り組みが必要です。

綾瀬川、伝右川両河川のより良き環境を整備するため、今後も市と協力し県に強く働きかけてまいります。

安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地について

永瀬秀樹の質問概要

川口市の伝統地場産業である植木の里、安行地区の県立安行武南自然公園指定地域内に市の保全緑地として指定されているのが、赤堀用水沿い斜面林保全緑地1.5haです。

川口市が国の重要文化的景観の登録を目指している、この地区特有の景観である斜面林からなるこの緑地は、湧き水から流れる小川や池も点在し、希少植物であるイチリンソウが自生し、初夏には放流された蛍が飛び交い、野鳥や昆虫など多様な生き物の生息・生育地となり、健全な生態系を維持しています。また、多くの市民のレクリエーションの場となり、緑地保全活動に安行みどりのまちづくり協議会や川口の中心商店街である川口銀座通り商店街、地元の小中学生がともに参加し、郊外部のコミュニティや環境保全を都市部が支援する相互扶助の考え方が実現できている空間となるなど、市民が多様な活動を繰り広げる交流の場となっています。



川口市指定の天然記念物であるイチリンソウが自生する安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地では、毎年イチリンソウの開花時期に合わせて、一輪草まつりを開催しています。白く、可憐なイチリンソウ観賞しようと、毎年多くの人で賑わいます。

しかし、多くの市民に愛されているこの保全緑地が、近年は至近まで宅地化など開発の波が押し寄せ、保全が危惧される状況となっています。首都圏近郊に残された貴重なこの緑地の保全を図るため、緑の公有地化事業をさらに進めるなど県による支援を提言しました。

県の答弁

赤堀用水沿いの斜面林は、都市化が進む県南地域にあって、まとまった自然が残された大変貴重な緑地であると認識しています。また、埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧種に指定されているイチリンソウの自生地であり、希少野生植物の保護という観点からも重要な区域であると考えています。

県では川口市からの協議に応じ、平成11年度から平成15年度に共同で公有地化を進め、合計で3,362㎡の土地を取得しました。現在、一部の土地が民有地となっていますが、川口市が借り上げなどを行い、公有地と一体で保全しています。このため、開発が進むような事態は避けられていると考えています。

しかし埼玉高速鉄道線の開通により周辺地域の利便性は向上しており、宅地開発の圧力が今後強まっていくことは十分に予想されます。こうしたことから、川口市では安行赤堀用水沿い斜面林保全緑地を将来にわたって確実に保全していけるよう、残された民有地の公有地化を進めていく意向があると伺っています。

県では、緊急に保全しなければ重要な緑地が失われてしまう恐れがある場合に、土地の概ね2分の1ずつを地元市町村と県で公有地化する「身近な緑公有地化事業」を実施しています。県としては、川口市と十分に連携を取り、この事業を活用した公有地化について検討してまいります。

都市化が急速に進む中、都市部にある緑地は貴重な自然環境です。それは地元市民のためだけのものではなく、首都圏に生活する全ての人々の環境資源と言っても過言ではないと考えます。

広域的な環境保全の役割を担っている赤堀用水沿い斜面林保全緑地（1.5ha）が、市民に親しまれる緑地として今後も保全されるよう、市と県とをつなぐ架け橋役として働いてまいります。

これからも日々の暮らしの中で緑が活かされ、大切に育まれるまちづくりを進めていく所存です。

あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170

県政レポート 歩く眼 第29号

永瀬ひでき

なが せ



一般質問特集

スポーツによる地域活性化を提言 未来を切り拓く、地域と県政をつなぐ掛け橋として

今号では、スポーツコミッションの設立をはじめスポーツによる地域活性化について、県議会一般質問において提言した内容（概要）を報告させていただきます。

スポーツコミッションの設立について

永瀬秀樹の質問概要

スポーツツーリズムを地域で推進していくためには、旅行の目的地となる都市や地域において、その仕組みを動かす専門の組織、スポーツコミッションが必要です。私は、平成28年12月定例会で、今こそ本県もスポーツコミッションを設立すべきだと提言したところ、県は「スポーツコミッションは有効な方策の一つになるのではないが、設立については鋭意検討する」との答弁をいただきました。その後、県はどのような検討をされたのか、平成30年6月議会で質問しました。



埼玉県は首都圏に立地し交通の便が良く、スポーツイベントや合宿で使うことのできる様々な規模のスポーツ施設を所有していることに加え、平地と丘陵、山間部が併存し、気候が温暖でマラソンやサイクリングなどの競技やイベント会場に使える道路や林

道、山や川などの地域に隠れた資源が豊富に存在しています。我が県は、スポーツツーリズムの推進に適しています。これらの資源をどのように活用するかを考える専従スタッフをそろえた組織の有無が、今後の県の活性化を考える上では極めて重要であると考え、改めてスポーツコミッションの設立を検討するよう県に提言しました。

県の答弁

永瀬議員から提言をいただき、他県の状況を調査するとともに、スポーツや観光の有識者の方から意見を聴取しました。

まず、県規模で組織を立ち上げているのは沖縄県や宮崎県など5県。この他、県の行政組織にスポーツコミッションの専担組織があるところが2県。専担組織がなく機能のみのところが5県でした。

有識者からは、「スポーツと観光をうまく結びつけることが大切」とか「地元や民間が自ら動き出すことが大切である」などの意見をいただきました。

そこで県では、本年4月に策定した埼玉県スポーツ推進計画において、主要施策の一つに、スポーツコミッションの目的であります「スポーツを通じた地域活性化」を掲げ、スポーツイベントの魅力アップや、スポーツツーリズムの推進に取り組んでいます。

次に、スポーツコミッションの設立の検討ですが、県では平成29年度から定期的に、市町村との会議や経済関係団体との意見交換の場をもっています。その中で、スポーツイベントの誘致についての情報を共有するほか、ホームタウンスポーツの推進策を話し合うなどを行っています。また、マラソンやランニングを通じた地域振興のため、県内自治体や民間企業で構成する連絡協議会を開催しています。こうした取り組みはまさに、県がスポーツコミッションの機能の一端を担っているものであると考えています。まずは、現在のスポーツコミッションの機能を更に発展させるとともに、専担組織やスポーツコミッションのような組織の必要性について、引き続き検討をしてまいります。

屋内50mプール整備による地域経済の活性化について

永瀬秀樹の質問概要

スポーツ施設の整備、活用を検討する際は、スポーツを通じた地域経済の活性化を目指すとされています。現在、県が新たなスポーツ施設として屋内50mプールの整備を検討していると存じます。

私の地元川口市をはじめ、県内では幾つかの自治体が誘致に積極的です。現在、検討を始めている屋内50mプールの整備に関し、スポーツを通じた地域経済の活性化を目

指すべく、事業仕様や事業費用の軽減、収入の確保につながる一般の方の利用促進などの観点から、周辺人口や交通の利便性など、様々な検討が必要であり、県としてはどのように考えているかを伺いました。

県の答弁

昨年度は県水泳連盟の代表など関係者による会議を立ち上げ、専門的な立場から幅広い意見をいただきました。

施設の規模や機能については、「全国大会も開催可能な規模にしてほしい」「競技力向上のための最先端技術での支援や、近隣に宿泊施設があることが望ましい」などの意見をいただきました。また、収入の確保のためには、「一般県民向けの水泳教室や施設の貸出しを行ってはどうか」という意見もありました。

整備場所については、県内全域からアクセスしやすい交通の利便性や駐車場の確保が重要と考えています。さらに、観客はもとより、一般県民が利用しやすい場所であることも大切です。

県としては、施設の機能や規模、事業費の縮減や収入の増加などの観点から、交通利便性や一般県民の利用のしやすさなどについて検討を行ってまいります。



オリンピックに向けた気運醸成

～聖火リレールートを選定について～

永瀬秀樹の質問概要

オリンピックに向けた機運醸成をオール埼玉で高めるために、最も効果的なイベントが聖火リレーです。組織委員会の細かい規定に縛られる部分が多いとはいえ、ルートを選定は各県で決めることができます。既に平成29年6月、川口市も奥ノ木市長から知事に、市内を通り、聖火台のある青木町公園を經由し、日光御成道である国道122号を経て東京都に至るルートの要望を提出しています。

1964年に開催された東京オリンピックで聖火がともされた聖火台は、川口市の鋳物の名工、鈴木文吾さんが製作されました。一時、震災復興支援として石巻市に設置され

ていたこの聖火台は、実は第2作目で、第1作目は鑄造過程で破損してしまい、その後、修復され現在はレプリカとして青木町公園に設置されています。聖火台の製作地である川口市をはじめ多くの地域から、聖火リレーの誘致要望が上がっており、私はそうした県内各地域の要望に応え、オール埼玉の機運醸成とスポーツによる地域の活性化につながるルート選定とするために、選考に際し、投票やアンケートなど、県民が選考に参加できる何らかの方法を取り入れてはどうかと提言しました。



県の答弁

県内を聖火リレーが走る3日間、県民の気運を最高潮にまで高め、埼玉の魅力を世界にアピールしたいと考えています。

ルート選定に当たり組織委員会は4つの考え方を示しています。1つ目は多くの人が見られる場所、2つ目は安全確実に実施できる場所、3つ目に地域が国内外に誇る場所、そして4つ目に聖火リレーで新たな希望が生まれる場所となっています。

今後、県の実行委員会でルートの選定を進めますが、こうした要件を満たす場所などについて、市町村の考えを把握する調査を行います。

議員ご提案の、県民から直接、投票やアンケートで参加してもらう案も、開催気運の高まりを全県に波及させ、スポーツによる地域活性化につなげるためには大変有効な手法であると考えます。組織委員会は「県の実行委員会で選考する」との枠組みを示していますので、その中で議員ご提案の趣旨を生かせるよう、早速検討に着手します。

スポーツコミッションの設立について、県は未だ兼業的な取り組みで十分だと認識し、かつ他県が余り取り組んでいないために、尻込みしているように感じます。現県政の事なかれ主義的な姿勢が表れた答弁ではないでしょうか。

スポーツツーリズムをはじめスポーツを活用した地域活性化には、有能な専従スタッフをそろえたスポーツコミッションの設立が不可欠です。他県より少しでも早く取り組みをスタートさせて、スポーツツーリズムの先進県として、本県の魅力を全国に発信することが重要だと考えています。

その他、屋内50mプールの整備、及び、聖火リレーのルートの選定において、川口市への誘致が実現するよう、川口市を代表する県議会議員として県にしっかり働きかけてまいります。

あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170

県政レポート 歩く眼 第30号

永瀬ひでき

ながせ



一般質問特集

本来の街路樹のあり方について提言 未来を切り拓く、地域と県政をつなぐ掛け橋として

今号では、県議会本会議で県に質問・提言した「今後の街路樹のあり方について」の内容（概要）を報告させていただきます。

今後の街路樹のあり方について

永瀬秀樹の質問概要

強い日差しをやりわらげ、都市の生活に潤いを与えるみどりの木陰。

街路樹は、①景観の向上、生物多様性の保全、②生活環境の保全、③緑陰の形成、④交通安全の確保、⑤防災、⑥二酸化炭素の吸収源など多くの機能を有し、人が都市活動をするうえで必要不可欠な施設となっています。

わが国では、明治以降、近代都市にふさわしい街路景観形成を目指し植栽が始まり、戦後に植栽した街路樹が成長し、都市の生活環境・魅力の向上、防災に大きく貢献しています。

東京から埼玉県に戻ると、みどりが少ないなと感じる人は多いと思います。まちの中にある最も身近な緑、街路樹が少ないからです。





街路樹は現在、樹高3m以上の高木が全国に約670万本、樹高3m未満の中低木が1億4千万本、植えられています。その内、東京都には高木が52万本、中低木が1,468万本植えられているのに対し、本県の高木は21万本、中低木は681万本です。

このように比較すれば、本県は本数も少ないですが、緑が少ないと感じる理由は、本数だけではなく、

街路樹の姿、樹形にも関係があると考えられます。

街路樹の管理は道路管理者が行うこととされており、県は、県道及び一部県管理国道の約55,000本(高木)の街路樹の維持管理を行ってきました。

残念ながら、県内の多くの街路樹は、厳しい生育環境と様々な管理上の理由から樹形の悪化がみられ、本来求められる豊かな緑陰を形成しているとは言い難い状況にあると思います。

樹形悪化の主な要因は、不適切な樹種選定や設計、沿道住民からのクレーム、道路管理者の理解不足、剪定技術の低下、維持管理予算の削減、剪定後の評価システムの不在、厳しい生育環境、などが挙げられると思います。

私は、今後は、そうした要因を解決しながら、街路樹の持つ本来の機能をより効果的に発揮させ、緑化効果を高めることでより豊かな県土づくりに資するべく、街路樹の適正管理を行うために、本来の街路樹のあり方についての新たな検討が必要と考え、次の提言を行いました。

■街路樹マネジメント方針の策定について

街路樹の管理及び利活用に関する様々な問題が発生する中、そもそも本県には今後の街路樹のあり方に関する方針が明確化されていません。

今後、街路樹を適正に管理し、都市の魅力を向上させる資源として活用するための方針の策定が必要ではないでしょうか。

例えば、管理面から…

道路空間や地域特性に応じた育成管理を行う事。根上がり、根詰まり、樹勢不良、基準不適合箇所対策等を行い、安全な運行を確保する。効率的かつ質の高い剪定管理を行う事。管理予算の確保。剪定技術・管理監督技術の向上や技術者の後継者育成。市民や企業との協働による管理を進める。街路樹管理に関する県内の市町村への支援。

また、適正な緑の利活用の面から…

街路樹が持つ緑の機能を有効に活用する。都市資源としての価値を高め、内外に発信する。剪定枝、剪定木の新たなリサイクルの取り組み。街路樹管理に関する県内の市町村との連携。

今回、県に対し、以上の点等を考慮した新たな埼玉県の「街路樹マネジメント方針」を策定するよう、提言しました。

県の答弁

県の街路樹の維持管理については、道路利用者の安全確保を第一とした剪定や沿道住民から寄せられる落葉、害虫などの多くの要望にも対応しています。さらに5年に1回、樹木医による街路樹診断を実施し、倒木の危険性の高い樹木の伐採や弱った樹木に対する土壌改善なども実施しています。

議員ご提案の項目のうち「リサイクルの取り組み」や「市民や企業との協働による管理」については、県として取り組んでいるものもあります。限られた予算の中で、このような維持管理を実施し、道路整備の際に新たに街路樹を設ける場合には、道路構造令等に基づき植樹をしてきました。

道路利用者に「うるおい」と「やすらぎ」を与える街路樹を都市の魅力向上の資源として活用することは重要だと考えます。このためには地域の特性を生かすなど、地元市町村との連携が必要となることから、市町村の意見を聞きながら検討すべき項目もあると認識しています。

このような検討項目や課題を整理しながら、今後の街路樹のあり方について検討してまいります。

■適正な管理方法について 街路樹・樹形再生マニュアルの見直し

街路樹の管理については、落ち葉や落枝、枝の越境、根上がり、根詰まり、倒木、視認性の障害など様々な問題も発生します。

道路の付属施設ですが、鉄やコンクリートとは違い、生き物である街路樹には、剪定や健康診断や伐採や更新、そうした際の住民感情への配慮など、独特の難しさが伴います。

本県の街路樹管理の指針である街路樹・樹形再生マニュアルは、沿道住民と道路利用者 に理解を得ながら、基本的に高木の強剪定を行う方法を策定したものであり、127頁から成るその内容は、剪定技術書の寄せ集めであり、今後の街路樹の健全な育成と成熟した都市にふさわしい潤いのある街路環境の整備・管理には若干そぐわないものと存じます。

平成19年のマニュアル策定後12年が経過する中、街路樹の樹形再生に係る検討会が一度も開催されていないという事実からしても、このマニュアルがどの程度実用に供され

ているのか、いささか疑問に思います。

一方、近年、全国的に街路樹管理については、小さく抑制する管理手法から、暑さ対策や防災性の向上など、道路緑化の効果の拡大に向け、樹冠の拡大やより高く、大きく、より木本来の自然な樹形に育てる方向、街路樹の充実、質の向上をより高める方向に変わりつつあります。

東京都は、東京オリンピック2020での選手や沿道の観戦者への暑さ対策を契機にした街路樹管理手法の刷新となる、「街路樹管理の刷新、抑制から樹冠拡大へ」の取り組みを2017年から進めています。



並木を創り、まちを代表するシンボルロードを形成、歩車道に緑陰を提供し、快適な交通空間を形成、賑わい空間を創出する際の休憩の場を提供、美しい並木による沿道の建築物の景観の質の向上など、街路樹本来の機能を発揮させることを目指した、新たな街路樹管理マニュアルを策定するよう提言しました。

県の答弁

これまで街路樹を剪定する場合、「街路樹・樹形(じゅけい)再生マニュアル」に基づき、樹木の特性を生かした樹形となるよう適切な対応に心がけています。こうした中には、枝の落下防止や視認性の確保が必要な場合など、強めの剪定を実施することもあります。

このマニュアルは、策定から12年が経過し樹冠(じゅかん)拡大による暑さ対策の必要性が高まるなど、一定程度的見直しが必要であると考えています。

見直しに際しては、ご提案の一つである「シンボルロードの形成」などが効果的に実施できることも重要であると認識しています。

このような視点を取り入れ、安全で快適な道路空間が形成できるよう「街路樹・樹形再生マニュアル」の見直しを進めてまいります。

街路樹マネジメント方針の策定については、今後の街路樹のあり方について検討していくとの回答がありました。また、街路樹樹形再生マニュアルの見直しについても、新たな視点を取り入れて見直しを進めていく事になりました。今後の住みやすくより良い県土形成に向けて、一定程度前進した回答を引き出すことができました。これからも県の取り組みをしっかりと注視してまいります。

あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170

県政レポート 歩く眼 第31号

永瀬ひでき

ながせ



一般質問特集

屋内50mプールの整備について

未来を切り拓く、地域と県政をつなぐ掛け橋として

今号では、県議会本会議で県に質問・要望した「屋内50mプールの整備について」の内容（概要）を報告させていただきます。

スポーツ都市戦略による活性化に向けて

永瀬秀樹の質問概要

埼玉県は、海なし県でありながら、水泳競技において常に全国トップレベルの成績を誇り、オリンピックをはじめ多くの大会で優秀な成績を残した選手を多数輩出してきた「水泳王国」です。

しかし残念ながら、公立の屋内50mプールがなく、過去二度、本県で開催された国民体育大会の際も川口市の屋外プールが競技会場となる事を余儀なくされるなど、天候に左右されず競技に集中できる屋内50mプールの建設は、埼玉県民の悲願です。

県としても整備に向け、粛々と検討を進めていただいているようですが、その進捗状況はいささかスピード感を欠いているようにも思われます。



「東京2020オリンピック・パラリンピック」後を見据え、国民体育大会及びインターハイなどにおける水泳力強化や県内水泳環境の整備のため、屋内50mプールの設置が早期に実現することを願い、以下3点について質問しました。

■整備に向けた検討の進捗状況について

県は、昨年度、基本計画の策定に着手し、屋内50mプールの設置検討に向け、基本計画の策定支援や様々な調査等をするため、民間会社に業務委託を行っています。

規模、設備、候補地、概算事業費、ランニングコスト、民間活力の導入など、事業手法について、どのような結果が示されたのか伺いました。

県の答弁

県では現在、国内主要大会が開催でき、最先端の技術で競技力向上を推進するとともに、県民の体力・健康づくりもサポートできる屋内50mプール整備の検討を進めています。

これまで大学の有識者や競技団体の関係者などで構成する検討会議を立ち上げて専門的な意見を伺ったり、民間事業者から事業手法などのヒアリングを行ってきました。

議員お話しの業務委託は、県が50mプール整備の基本計画を定めるのに先立ち、法律上の条件や事業手法の可能性などについて様々な課題の整理を行うために実施したものです。その結果、規模は50mのメインプールのほか、25mのサブプールや相当規模の駐車場、円滑な大会運営のための様々な部屋の確保が必要であるとの報告を受けました。

設備については、複数のカメラで泳ぎを撮影することでフォームを確認できるシステムや、流水の中を泳ぐことで効果的なトレーニングができる流水プールなどの提案がありました。また、大会を開催していない時に子どもから高齢者まで幅広く県民に有効活用していただくためには、プールの床を可動式にして深さを調整可能にすることが有効との報告も受けています。

次に、候補地については、活用可能な県有地の調査結果や議会からいただいた質問を踏まえ、川口市の神根運動場と上尾運動公園を調査対象とし、県内各地からのアクセスや、土地や周辺道路の状況、スポーツ施設の集積状況などの現状について調査をしました。

概算事業費やランニングコストについては、他県の事例を調査したところ、立地する場所や、規模、機能、事業手法によって様々であるとの報告を受けています。また、民間のノウハウや資金を活用するPFI手法の可能性についても検討をしています。

他県の事例では、PFI手法を採用した場合、県が直接整備する場合と比較して、事業費を20%前後削減できたという報告もありました。

■基本計画の策定状況について

一般的に、実際の施設整備には、基本計画策定後、実施計画、設計、施工、事業運営の整備など、おおむね4年から5年の準備段階を経ることが必要です。今年度は実施計画の策定と事業手法の調査・検討に向け、27,832千円の予算を計上し、既に委託業者も選定され、納品時期も示されています。

しかし、現時点では、実施計画を作るための基本計画がまだ策定されておらず、実施計画の策定に取り掛かれない事態となっています。

基本計画はいつまでに策定するのか、なぜ決まらないのか、課題は何か、屋内50mプールの整備は、いつ頃の完成を想定しているのか、見通しについて伺いました。



県の答弁

現在、こうした調査結果などをもとに、県として整備する施設の規模や機能、事業手法、整備地などについて、比較検討を進めています。

基本計画については、これらの課題を整理し方向性を見定めた上で、できる限り速やかに策定したいと考えています。

また、プールの完成時期については、事業手法によって違いがありますが、PFI手法を採用した場合には、実施計画策定後から完成まで少なくとも5年程度は要すると考えています。

■候補地選定に関する県の考え方について

基本計画の策定には、候補地、施設の機能、規模など、施設の概要を定めることが必要と考えます。

候補地については、川口市から誘致の意向があると存じています。川口市の神根運動場周辺は、隣接した公園と合わせ約12.9haの建設候補地の一つであり、電車であればJR武蔵野線東浦和駅から徒歩圏内にあり、車でも首都高速道路や東京外環自動車道のインターから近距離にあり、交通利便性が非常に高くなっています。周辺の交通渋滞も少なく非常に便利な立地条件です。



神根運動場

また、川口市からは、埼玉県の施設が誘致されるのであれば、屋内プール施設配置を前提とした周辺の土地利用の計画を考えていくと聞き及んでいます。

埼玉県水泳連盟創設以来、多大なる貢献をし、水泳に縁が深い川口市において誘致が実現すれば、東京に近い立地や交通利便性を生かし、水泳というスポーツによる新たな都市

のブランディングを展開することで、来年の東京オリンピック・パラリンピック後に続く新たなスポーツ都市戦略による活性化も期待できます。

県は、現在、候補地の選定についてどのように考えているのか、選定に際し重視するポイントは何か、また、都市の将来戦略に与える影響などを考慮しているのかについて質問しました。



県の答弁

候補地選定に当たっては、先ほど申し上げた県内各地からのアクセスの良さなどのほか、整備にかかる経費、周辺の施設などとの連携の可能性や収益性の確保など、あらゆる課題を総合的に勘案して検討を進めています。

議員ご指摘のとおり、プールの整備は周辺のまちづくりにも大きな影響を与えることから、そうした観点もしっかり考慮していく必要があると考えています。

県としては、県内全ての県民の皆様にとって使いやすい、魅力ある屋内50mプールとなるよう、整備を進めてまいります。

川口市出身の知事が誕生し、川口市への屋内50mプール誘致が有力と思われるが、第三の新たな候補地が浮かび上がるなど、候補地の選定は依然、混沌としています。誘致が確実なものとなるよう、地元・川口市を代表する県議会議員として県にしっかり働きかけてまいります。

あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170

県政レポート 歩く眼 第32号

永瀬ひでき



県民の健康と生命、暮らしを守ります！ 国民1人あたり10万円給付へ！！

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑え封じ込めるために、外出自粛をはじめ様々な行動が制約されることとなる全ての国民を対象に、1人あたり10万円の給付を決定しました(総務省)。また、事業者向けには、売上が半減している個人事業主に最大100万円、中小企業には最大200万円の「持続化給付金」の支給も決定しています(経済産業省)。*給付金の申請・受取方法や支給条件など次頁に掲載。

県議会臨時議会(4月30日)で補正約511億円決まる

休業の事業者にも最大30万円給付を議決

県議会は4月30日に臨時議会を開催し、新型コロナウイルス対策として、事業者支援や医療体制の強化を盛り込んだ補正予算511億781万円の計上を議決しました。事業者支援では、個人事業主も含め4月8日から5月6日までの間に7割(20日)以上休業した事業者に対する最大30万円の給付が決まりました。

また、医療面では、軽症者や無症状者を受け入れる宿泊療養施設を約1千室確保するため約60億円を計上したほか、県衛生研究所のPCR検査機器を増設(1台)するために約9億円、陽性患者の入院を受け入れている医療機関に対し患者1人あたり25万円の協力金などを支給するための予算、約40億円を盛り込んでいます。

自民党県議団は一早く対策強化を要望

県議団対策本部を立ち上げ対策に取り組んでいます

新型コロナウイルスの拡大を受け、私たち自民党県議団は2月13日に緊急要望書を大野知事に提出。これを受け県は、24時間対応の専用電話相談窓口「県民サポートセンター」を開設したほか、先に開催された県議会2月定例会では約35億円の補正予算を議決し、検査システムの強化や受診体制の整備などが図られました。

4月7日には、政府による「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、県議団として新型コロナウイルス感染症対策本部を設立。対策本部会議を随時開催し、事業者や医療機関に対する支援策の強化など、県民の健康と生命、暮らしを守るための要望・提言を重ねています。

新型コロナウイルス感染症緊急支援策【令和2年度5月1日現在】

国民1人に10万円給付(特別定額給付金)

■対象:令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている方

■申請方法

①郵送申請方式:市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

②オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者):マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請

問総務省 特別定額給付金 コールセンター
TEL0120-260020(9:00~18:30)



休業の事業者にも最大30万円給付(埼玉県中小企業・個人事業主支援金)

■対象:4月8日から5月6日までの間、7割(20日間)以上休業した県内の中小企業・個人事業主

■支援額:20万円または30万円(複数の事業所を有する場合)

■申請方法:5月7日から 問埼玉県中小企業者支援金相談窓口 TEL048-830-8291



個人事業主:100万円・法人:200万円(経済産業省 持続化給付金)

■対象:中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者(フリーランス)、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など※昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■申請:5月1日から

問持続化給付金事業コールセンター TEL0120-115-570、IP電話03-6831-0613【8:30~19:00、5月~6月(毎日)、7月~12月(土曜日を除く)】



【その他の助成金・融資】

厚生労働省

●小学校休業等対応助成金
助成内容:有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

問0120-60-3999



商工組合中央金庫

●商工中金による危機対応融資(3億円)
●DBJ・商工中金による危機対応融資
問商工組合中央金庫 相談窓口

TEL0120-542-711



日本政策金融公庫の各種融資

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小事業3億円、国民事業6,000万円)
- 新型コロナウイルス対策マル経融資(別枠1,000万円)
- セーフティネット貸付の要件緩和(中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円)
- 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付(6,000万円、無担保)
- 新型コロナウイルス対策衛経融資(別枠1,000万円)
- 衛生環境激変対策特別貸付

問日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL0120-154-505

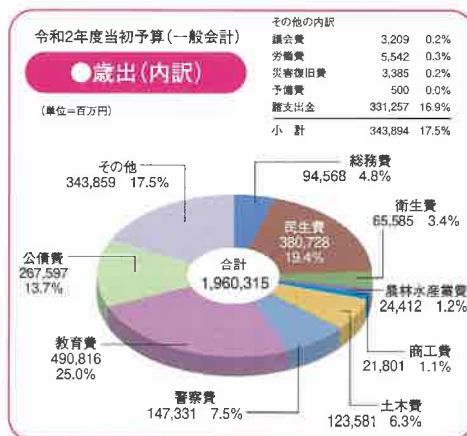


安心・成長・埼玉の新時代に向け

令和2年度一般会計予算

約1兆9,614億円

県議会2月定例会は2月20日から3月27日にかけて開催され、新型コロナウイルス感染症緊急対策費として総額約35億円となる補正予算等を含む、過去最大となる令和2年度予算(一般会計/補正後累計)1兆9,614億3,464万3千円の計上を議決しました。また、昨年は台風19号による甚大な被害やCSF(豚コレラ)の発生などもあり、危機管理体制及び防災・減災対策の強化が図られた予算となっています。



県議会で提言・要望。これまでの取り組みが実現!!

令和2年度 川口市内の主な県事業

令和2年度において予算を確保することができた、川口市内の主な新規及び拡大事業です。

新 (仮称)川口北警察署の建設 予算:13億80万7千円

警察の活動基盤の強化に向け、(仮称)川口北警察署庁舎を新設するための用地を購入します。

- 建設地:西立野地内
- 施設概要:鉄筋コンクリート造4階建て
- 開所予定:令和8年
- 延べ床面積:約5,000㎡

新 住宅密集地の改善推進 予算:800万円

県は住宅密集地の改善計画を策定する市町村に対し、技術的支援を行います。

市町村へ専門家を派遣し、効率的な実施メニューの提示などを行います。



拡 無電柱化の推進 予算:16億9,696万円

令和2年度は川口上尾線(並木)、川口上尾線(幸町)、川口蕨線(西川口)、蕨桜町(芝)の整備が進められる計画です。近年の大地震や台風被害では、電柱の倒壊により避難・救急活動に支障が生じており、防災機能強化の点からも無電柱化の必要性が認められています。



無電柱化の実施状況 (川口上尾線)

拡 橋りょうの耐震補強 予算:152億7,097万4円

県が管理する橋りょうの多くが大規模補修や更新の時期を迎えています。令和2年度は、川口陸橋(県道練馬川口線)の耐震補強が進められる計画です。

橋りょうの床版劣化事例



新 緊急治水対策として河川改修 予算:85億881万円

令和2年度は、芝川、新芝川、綾瀬川、伝右川、豎川、藤右衛門川などの河川改修が進められます。昨年の台風第19号により、越水した堤防の補強を行うとともに、越水に至っていない箇所についても、粘り強い堤防の構築を進める計画です。

新 埼玉高速鉄道の8両列車実現へ

埼玉高速鉄道の8両編成列車の運行開始に向け、ホームドアの増設工事がスタートします。

対象駅:東川口駅、戸塚安行駅、新井宿駅、鳩ヶ谷駅、南鳩ヶ谷駅、川口元郷駅

運行開始時期:令和4年度(予定)



東川口駅の8両編成列車用ホーム(ホームドア増設等工事予定部分)

予算特別委員会で 質問・提言

県議会
2月定例会



県議会2月定例会では、予算特別委員会において質問に立ち、令和2年度予算案に対して以下の点について集中的に質疑を行いました。

また、同委員会では新型コロナウイルス感染症対策の追加補正予算も急遽議題となり、直面する重要な課題として議論しました。

● 県土整備部関連

- ① 県土強靱化緊急治水対策プロジェクトについて
- ② 頻発化・激甚化する降雨に対する総合的な治水対策について
- ③ ミッシングリンクの解消による道路網の多重化について
- ④ 暮らしの安全安心を支える歩道整備について

● 企業局(下水道局)関連

- ① 下水道施設の災害対策の推進について
- ② 下水道事業の広域的な連携の取り組みについて

● 都市整備部関連

- ① 大宮公園の整備について
- ② 大宮スーパー・ボールパーク調査・検討について
- ③ コンパクトシティの推進について
- ④ 住まいのセーフティネット・県営住宅の整備について

● 産業労働部関連

- ① 外国人観光客100万人誘致への取り組み強化等について

● 県民生活部関連

- ① 屋内50mプール及びスポーツ科学拠点施設整備の推進について

全国初!!

自民党県議団が提案

ケアラー支援条例を施行

県議会2月定例会において私たち自民党県議団は、家族などを介護・看護するケアラーを支援するための「ケアラー支援条例」と「受動喫煙防止条例」を提案。全会一致で可決・成立しました。

埼玉県は急速に高齢化が進んでいます。条例ではケアラーが孤立しないように十分配慮するとともに、県は市町村、関係機関、事業者及び民間支援団体と相互連携を図り支援に取り組まなければならないと定めています。また、18歳未満のヤングケアラーに対する教育機会の確保などを求めています。施行は公示日(3月31日)です。

あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170

永瀬ひでき



県議会9月定例会報告

新型コロナウイルス専用仮設病棟の整備に着手 前回補正に次ぐ大型補正予算で体制強化へ

一般会計補正予算

【第7号】877億4,996万2千円

【第8号】21億3,961万1千円

【第9号】414億7,054万5千円
(補正後累計 2兆3,083億9,014万4千円)

県議会9月定例会(9月24日～10月14日)は、3件の一般会計補正予算(【第7号】877億4,996万2千円、【第8号】21億3,961万1千円、【第9号】414億7,054万5千円)の計上などを議決しました。

新型コロナウイルスの感染が警戒を要するレベルで続く中、補正予算【第7号】は、専用医療施設の整備をはじめとする入院医療機関の体制強化のために690億9,323万3千円の予算が盛り込まれました。具体的には、新型コロナウイルス感染患者専用の仮設病棟を運営する医療機関を公募し、その医療機関の敷

地内や隣接地にプレハブを建て、約320床を確保していく計画です。また、入院医療機関への支援はもとより、人工呼吸器やECMO(エクモ)等の設備整備への支援もさらに強化していきます。

その他、県内景気が急速に悪化していることから、経済活動の回復と新しい生活様式への対応として、観光関連事業者への支援や中小企業のオンラインでの販路開拓への支援策等に6億89万3千円の予算が計上されています。



感染拡大期に対応した医療提供体制の整備

入院医療機関の更なる体制強化と 専用医療施設の整備

<p>拡充 入院医療機関の体制強化への助成 549億1,050万3千円</p> <p>◆ ヒーク時病床1,400床への備え</p> <p>○ 患者受入れ体制への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院患者受入れに対する協力金 看護職員への手当助成 病床確保のために生じる空床・休床への補償 <p>○ 設備整備への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 超音波画像診断装置、血液浄化装置、人工呼吸器、体外式膜型人工肺 (ECMO) など 	<p>新 専用医療施設の整備への助成 37億5,400万円【債務負担行為：4億4,000万円】</p> <p>◆ 専用医療施設による受入れ体制拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院が敷地内または隣接地にコロナ専用病棟(仮設)を整備する経費を補助 既存病床と別枠で新たな病床を配分 一般患者と分離することで、院内感染リスクを低減 ⇒ 一般患者や手術件数の増加により、一般医療の機能回復へ
--	--

新型コロナ対策強化&季節性インフルエンザの流行期に備えるため

高齢者のインフルエンザワクチン接種を無償化

補正予算【第8号】では、新型コロナウイルスに感染すると重症化するリスクの高い高齢者などを対象に、インフルエンザのワクチン接種を無償化するために、21億3,961万1千円などの予算計上を決めました。

無償化の対象となるのは65歳以上の高齢者と60歳～64歳の基礎疾患のある方などです。インフルエンザの流行がピークとなる1月～2月頃に備えるため、期間は10月～12月としています。



かかりつけ医での診療・検査体制を整備へ

県議会9月定例会では、季節性インフルエンザの流行期に備えるため、さらに補正予算【第9号】414億7,054万5千円の計上を議決しました。国による予備費の支出決定を受けての予算措置ですが、身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの両方を診療・検査できる体制の整備をはじめ、重点医療機関の病床確保に対する助成費の増額、抗原検査費用の増額、生活福祉資金の特例貸し付け事業への補助金の増額が盛り込まれています。

新型コロナに関しては、これまで保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」で対応していましたが、これからは発熱などを訴え、新型コロナかインフルエンザかの判断が難しい患者が増

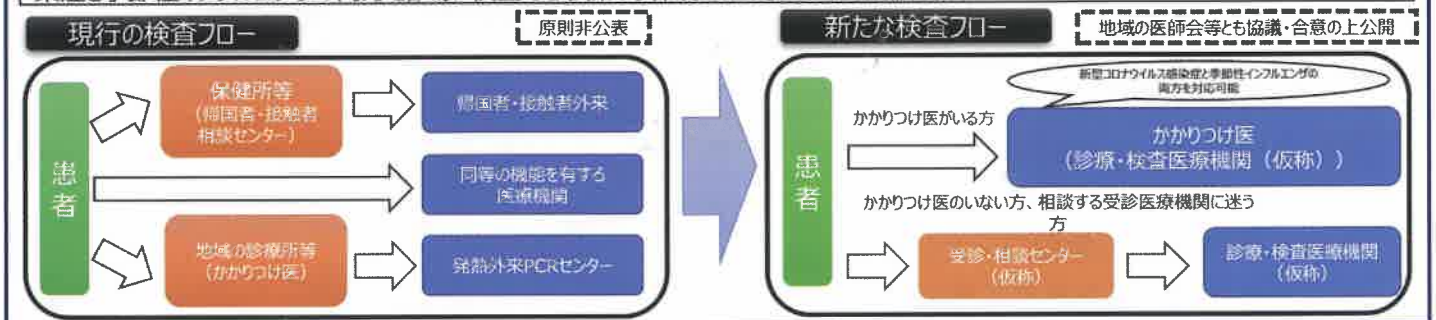
えると予想されるため、地域のかかりつけ医を窓口とすることで、より多くの患者に対応して検査できるようになります。なお、両方を診ることができる医療機関は、県が地域の医師会と協議の上指定し、随時発表しています。

県の財政状況も厳しくはありますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に全面的に取り組んでまいります。皆さまのご指導・ご鞭撻をより一層賜りますようお願いいたします。



次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

- ・季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者の発生が予想されるが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを臨床的に鑑別することは困難である。
- ・これまでの検査体制では、多発する発熱患者を診療、検査することが困難であるため、住民の身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの両方を診療・検査できる新たな体制を10月をめどに整備する。



24時間
土日祝日
も対応

新型コロナウイルスで心配・不安を感じたら ご相談ください

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターへご相談ください。新型コロナウイルスに関するご相談に一元的に対応しています。

※聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、ファックスをご利用ください。

☎0570-783-770

(24時間/土日・祝日も実施)

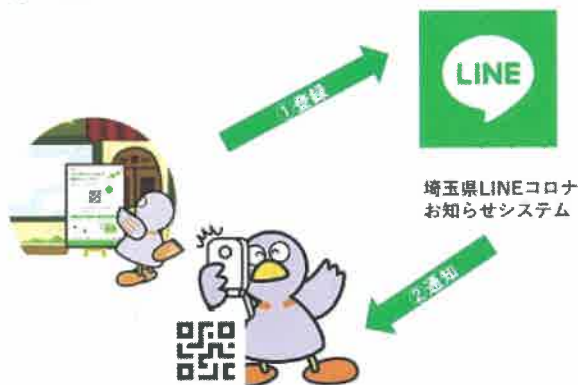
■埼玉県保健医療部感染症対策課

Fax048(830)4808

埼玉県LINEコロナお知らせシステム

ぜひご利用
ください!!

県内の不特定多数の人が利用する施設や店舗、イベントで、新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触した可能性のある方にお知らせするシステムです。施設や店舗等にQRコードを掲示し、その場所を訪れた方にQRコードを読み込んでいただきます。後日、その施設や店舗、イベント会場等を訪れた方が新型コロナウイルス陽性となった場合、保健所の判断により、その方と濃厚接触した可能性のある方に対して、相談を促すメッセージをLINEでお送りします。皆さまのご利用をお願いします。



事業者の皆さまへ

次のアドレスの発行フォームから店舗等の情報を登録すると、QRコードが発行されます。
<https://saitama.qr.liny.jp/entry>

新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染予防のためには「新しい生活様式」を心掛けることで、感染症の拡大を防ぎ、自分の、みんなの「命」を守ることにつながります。

基本1

社会的
距離の
確保

離れて
お並びください

- 人との間隔はできるだけ2m空ける。
- 会話をする際は可能な限り真正面を避ける。
- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域

基本2

マスク
の着用

マスク着用
(食事中以外)

- への移動は控える。
- ※高齢者や持病があり重症化リスクの高い人と会う際は、体調管理を普通より厳重に。

基本3

手指の消毒に
手洗い

ご協力ください

埼玉県におけるイベントの取扱いについて

(特措法第24条第9項)

分類	内容
プロスポーツイベント等 (全国的移動を伴うもの)	<p>◆参加人数、収容率は、国の目安を上限</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加人数の段階的な引き上げ 感染防止措置に万全を確保できる参加人数などの宣言を要請 開催結果を検証し、改善点などを発表 国及び県の接触確認アプリを必ず導入
その他のイベント	<p>◆国が示す目安を上限</p> <p>◆大規模イベント(参加人数1,000人超)では、</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染防止措置に万全を確保できる参加人数などの宣言を要請 国及び県の接触確認アプリを必ず導入

※すべて9月19日から11月30日まで

県議会
9月定例会

決算特別副委員長に 選任されました



今年度の所属委員会
産業労働企業委員会(副委員長)
自然再生・循環社会対策特別委員会
決算特別委員会(副委員長)

▲写真は今年の予算特別委員会での質疑風景

去る9月定例会において決算特別委員会が設置され、副委員長に選任されました。

同委員会は9月定例会において提出された、「令和元年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算」及び「令和元年度埼玉県公営企業会計決算」について、議会閉会中の期間に開催されます。予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、県民サービスや福祉の向上にどう貢献したかなど、様々な視点から慎重に、厳正なる審査を行ってまいります。

あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170

県政レポート 歩く眼 第34号

永瀬ひでき



一般質問報告

「日暮里・舎人ライナーの延伸について」

質問

提言

今号では、埼玉県の更なる発展と地元地域の公共交通網整備に大いに資すると考えられる「日暮里・舎人ライナーの延伸」について、県議会一般質問において提言した質問内容(概要)を報告させていただきます。

日暮里・舎人ライナーの延伸実現に向けた県の考えについて

永瀬秀樹の質問概要

日暮里・舎人ライナーについて

は、私の地元、川口市新郷地区より多数の住民が利用しており、西方向(埼玉高速鉄道線方面)に延伸した場合、当該地区の交通利便性向上につながり、その発展の起爆剤になるものと考えられます。また、将来、さいたま市方面にまで延伸させていく事で、鉄道空白地帯の解消と本県公共交通網の弱点である東西方向の公共交通網の補完にもつながり、県政発展の更なる原動力にも成り得ると考えられます。

一方で、事業採算性やインフラ整備に要する費用負担、新交通のため輸送力が低く、延伸元の足立区では延伸による混雑率上昇





▲▶日暮里・舎人ライナー

に懸念があることなど、実現にあたっての課題が多く、川口市においては、まずは、日暮里・舎人ライナーへのアクセス改善に向けた取り組みを進めることとしています。

そもそも県内の交通網整備は、国の交通政策審議会答申に基づき事業化の検討が進められています。しかし、日暮里・舎人ライナーは交通政策審議会の答申外路線であり、既に答申されている3路線とは違い、本来、県が事業化を検討

するレベルの路線ではありません。このように、現在の終点、見沼代親水公園駅はほぼ埼玉、あと数マイルならぬ、あと300mで埼玉なのに、延伸は難しいと思われていた路線が、この度「あと数マイルPJT」の対象となり、検討が進んでいることに、沿線予定地域の新郷、鳩ヶ谷、神根、安行、戸塚地区の期待はいやがうえにも高まっています。私は、日暮里・舎人ライナーの延伸はぜひ実現してほしいと考え、延伸に向けての見解を、大野知事に伺いました。

大野知事の答弁

日暮里・舎人ライナーの終点である見沼代親水公園駅は、御指摘のとおり県境までわずか300m程の位置にあり、今でも一定の県民が利用しております。延伸先の県内はいずれの方向にせよ市街化されており、延伸により多くの県民のモビリティの向上が期待できるため、「あと数マイルプロジェクト」の対象路線としたものであります。

県では、今年度、有識者等による「公共交通の利便性向上検討会議」を設置し、延伸を実現するために何が必要かという観点から検討を進めることといたしました。検討会議においては、延伸先が決まっていないこと、輸送力が低いことなど、様々な課題が指摘をされております。

延伸を実現するためには、輸送力増強の可能性を探るとともに、他の鉄道路線と接続させるルートだけではなく、様々な交通手段と組み合わせたルートも含め、あらゆる可能性の検討が必要だと思います。課題は山積しております。しかしながら、この路線の延伸は、本県の更なる発展に向け大きな原動力の一つになるものと考えています。

今後、検討会議における取りまとめ結果を踏まえ、延伸の実現に向け、多くの課題があるとは思いますが、一つ一つ課題を克服し、粘り強く、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

以上の通り、延伸によりもたらされる効果は非常に高いながらも課題が多く、事業化を進める事が難しいと考えられていたこの路線の延伸実現に向けて、粘り強く取り組むという、大野知事の極めて力強い答弁を引き出しました。

延伸に向けた関係自治体との協議について

永瀬秀樹の質問概要

県では、「公共交通の利便性向上検討会議」において、「あと数マイルプロジェクト」の推進に向けた検討が進められており、この会議において、日暮里・舎人ライナーの延伸についても数々の課題が指摘されていますが、現時点では近隣関係自治体への協議などは行われていません。具体的な検討を進めるにあたり、まずは、延伸元の状況、接続先やルートを検討する必要があり、そのためには、関係する各市や東京都、地元住民の意見を踏まえる必要があると考えます。延伸を具体的に進めていく為に必須となる、近隣関係自治体との協議を促すべく、今後どのように検討を進めていくのか、伺いました。

埼玉県 企画財政部長の答弁

公共交通の利便性向上検討会議での取り組みの方向性は、複数のルートで事業効果を検証し延伸ルートを絞り込むことなどとされており、このため、来年度は、まずは延伸ルートや接続先等について、複数の可能性を探る調査を行うこととしております。その上で、延伸ルートの絞り込みを検討するとともに、延伸の可能性のある各市の考えや地元住民の意向などを確認しながら、機運の醸成を進めてまいります。

また、都内区間における混雑率の高さは大きな課題であり、検討会議でも、輸送力増強の必要性について議論されています。東京都との調整につきましては、県として、こうした課題解決に一定の見通しを立てた上で進めてまいりたいと考えています。

との、延伸実現に向けての具体的な、前向きな姿勢を表す答弁を引き出しました。

延伸方向について

永瀬秀樹の質問概要

「公共交通の利便性向上検討会議」においては、現在3方向への延伸が想定されていますが、どの方向も市街化が進んでおり、ルートを精査し、建設コストや工期、事業効果等について検討していくとのことです。

日暮里・舎人ライナーは片側2車線ある尾久橋通りの中央分離帯上に設置された幅約4mの橋桁の上に高架線として整備されており、尾久橋通りは約300m先の埼玉県に入ると第二産業道路と名前を変え、新郷、鳩ヶ谷地区を北西方向に進みます。道幅や中央分離帯の規格が都側とさほど変わらない、この第二産業道路上に延伸して行くのであれば、現在の構造のまま延伸させることが容易であり、建設面での有利さがあると考えられます。

また、延伸先には埼玉高速鉄道が走って



Profile

◆略歴

昭和34年8月川口(芝・柳崎)生まれ
実家の祖父は市議会議長を務めた新藤勝衛

母方の祖父は硫黄島最高司令官で陸軍大将の栗林忠道

衆議院議員 新藤義孝は実兄

平成4年 元川口市長永瀬洋治の養子となり、永瀬秀樹と改名

◆学歴 早稲田大学卒

◆職歴等

○早大卒業後、(株)JT B(旧 日本交通公社)に入社。世界各国をめぐり、豊かな国際感覚を持つ。約2年間沖縄にて観光政策を仕掛ける。平成22年、部長職を最終に退職。

○平成23年川口市議会議員に当選。
民間で培った経験と感性を政治に活かし、平成27年 埼玉県議会議員選挙に立

候補し、当選。

平成31年 再選。現在2期目。

◆主な役職

産業労働企業委員会委員長

県土都市整備委員会委員長

決算特別委員会副委員長

公社事業対策特別委員会副委員長

経済・雇用対策特別委員会副委員長

川口鑄物工業協同組合相談役

埼玉県技能士会連合会顧問

埼玉県木造公共施設推進協議会顧問

川口商工会議所 中央・幸栄ブロック会
常任相談役

川口市空手道連盟顧問

川口市OBソフトボール協会顧問

川口市卓球連盟相談役 等

◆趣味

読書、マリンスポーツ、映画、美術鑑賞

時代は、 変わる!



あなたのご意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170